

実績評価書

担当課 管理企画課

1. 評価対象施策

独占禁止法違反行為に対する措置(平成16年度)

【具体的内容】

独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合等には, その排除のために必要な措置(法的措置(独占禁止法第48条に基づく勧告及び第48条の2に基づく課徴金納付命令をいう。以下同じ。), 警告及び注意をいう。)を講ずる。

(注)課徴金納付命令は, 価格カルテル, 入札談合等について課徴金の納付を命じるものである。

2. 施策の目標(目標達成時期)

独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。(各年度)

3. 評価の実施時期

平成17年4～6月

4. 評価の観点

- (1) 事件処理は, 国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか(必要性)。
- (2) 事件処理は, 公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか(有効性)。
- (3) 事件処理は, 効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策評価の把握の手法

勧告等を行った違反事件の内容
違反事件の処理件数
課徴金納付命令額
違反事件の処理期間

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成16年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(平成17年5

月26日公表)等

7. 施策の実施状況及びその効果

(1) 事件処理の概況

独占禁止法違反事件の処理状況の推移は表1～表4のとおりである。

(注) 法的措置、警告及び注意という措置を採らずに、調査を打ち切る場合(以下「打ち切り」という。)もあり、措置と打ち切りを併せて、本評価書において「事件処理」と称している。

表1 事件処理件数(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものについては、表4を参照。) (単位:件,名)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
申告件数	479	770 (60.8)	572 (▲25.7)	560(▲ 2.1)	944(68.6)
事件処理件数	74	87 (17.6)	108 (24.1)	123(13.9)	120(▲ 2.4)
法的措置	18	38 (111.1)	37 (▲ 2.6)	25(▲32.4)	35(40.0)
(審判開始決定)	1	3 (200.0)	8 (166.7)	9(12.5)	16(77.8)
警 告	17	15 (▲11.8)	17 (13.3)	13(▲23.5)	9(▲30.8)
注 意	36	26 (▲27.8)	49 (88.5)	75(53.1)	60(▲20.0)
打ち切り	3	8 (166.7)	5 (▲37.5)	10(100.0)	16(60.0)
対象事業者数	647	955 (47.6)	861 (▲ 9.8)	462(▲46.3)	481(4.1)
法的措置	608	928 (52.6)	805 (▲13.3)	405(▲49.7)	472(16.5)
警 告	39	27 (▲30.8)	56 (107.4)	57(1.8)	9(▲84.2)

(注)1. ()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2. 「法的措置」とは、勧告及び勧告を行っていない課徴金納付命令をいう。

3. 「(審判開始決定)」の件数は、法的措置が採られた事件であって、審判手続が開始されたものの件数を指している。

表2 事件処理の違反行為類型別内訳(小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。) (単位:件, %)

年度 内容		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	
			構成比								
私 的 独 占		2	2.7	2	2.3	2	1.9	3	2.4	5	4.2
カル テル 等	価格カルテル(注1)	10	13.5	8	9.2	10	9.3	4	3.3	5	4.2
	入札談合	14	18.9	37	42.5	35	32.4	19	15.4	22	18.3
	その他のカルテル(注2)	1	1.4	2	2.3	5	4.6	1	0.8	1	0.8
	小 計	25	33.8	47	54.0	50	46.3	24	19.5	28	23.3
不公正な取引方法(注3)		39	52.7	26	29.9	44	40.7	76	61.8	76	63.3
そ の 他(注4)		8	10.8	12	13.8	12	11.1	20	16.3	11	9.2
合 計		74	100.0	87	100.0	108	100.0	123	100.0	120	100.0

(注)1. 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

その他、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

2. 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

3. 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

4. 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

表3 法的措置の違反行為類型別内訳 (単位:件, %)

年度 内容		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	
			構成比								
私 的 独 占		0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.0	2	5.7
カル テル 等	価格カルテル(注1)	1	5.6	3	7.9	2	5.4	3	12.0	2	5.7
	入札談合	10	55.5	33	86.8	30	81.1	14	56.0	22	62.9
	その他のカルテル(注2)	1	5.6	0	0.0	1	2.7	0	0.0	0	0
	小 計	12	66.7	36	94.7	33	89.2	17	68.0	24	68.6
不公正な取引方法(注3)		6	33.3	2	5.3	3	8.1	7	28.0	8	22.9
そ の 他(注4)		0	0.0	0	0.0	1	2.7	0	0.0	1	2.9
合 計		18	100.0	38	100.0	37	100.0	25	100.0	35	100.0

(注)1. 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。

その他、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

2. 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

3. 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

4. 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

小売業に係る不当廉売事件については、規制改革が進展している中で独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点から、平成12年から同13年にかけて酒類とガソリンの取引実態を踏まえた不当廉売等の規制に係る考え方を公表し、当該事案の内容を踏まえた迅速な処理を行うとともに、競争事業者への影響が大きな事案等については、排除措置を視野に入れた事件審査を行っていく方針である。

平成16年度において排除措置を講じた事案はなかったが、4件の警告を行っている(酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に基づく国税局長からの公正取引委員会への措置請求を受けて審査を行った事案。後記8(1)ウ 参照)。また、注意件数は、627件(前年度比4.0%減)であり、平成15年度に引き続き減少した。なお、小売業に係る不当廉売事件に関する申告件数は前年度から減少している。

表4 小売業に係る不当廉売事件の処理(注意)の状況 (単位:件)

年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
小売業に係る不当廉売申告件数	2,399 (52.0)	3,933 (63.9)	1,718 (▲56.3)	1,835 (6.8)	1,663 (▲9.4)
不当廉売事件における注意件数 (迅速処理によるもの)	1,044 (55.4)	2,624 (151.3)	1,007 (▲61.6)	653 (▲35.2)	627 (▲4.0)
申告件数に占める注意件数の割合	43.5	65.7	58.6	35.6	37.7

(注)()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

(2) 課徴金納付命令

課徴金納付命令の推移は表5のとおりである。

表5 課徴金納付命令の推移 (単位:百万円, 件, 万円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
納付命令総額	8,517	2,199 (▲74.2)	4,334(97.1)	3,870(▲10.7)	11,503(197.2)
課徴金納付命令件数	719	248 (▲65.5)	561(126.2)	468(▲16.6)	219(▲53.2)
1件当たりの納付命令額	1,185	887 (▲25.1)	773(▲12.9)	827(7.0)	5253(535.2)

(注)1. ()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2. 課徴金の納付を命じる審決を含み、審判手続に移行したものを含まない。

(3) 刑事告発

平成16年度において、刑事告発を行った事件はなかった。

表6 刑事告発件数

		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
告発	告発件数(件)	0	0	0	1	0
	対象事業者数(名)	0	0	0	4(9)	0

(注)平成15年度における対象事業者数欄の()内は個人を含めた対象者数

8. 評価

(1) 必要性

構造改革を実現するために競争政策の強力な実施が求められているところであり、特に、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が必要とされている。また、公正取引委員会では国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応するため、特に以下のような事案に積極的に取り組んだ。

ア 入札談合・価格カルテル

入札談合や価格カルテルは、市場の機能を直接的に侵害し、国民生活に重大な影響を与えるものであり、厳正に対処する必要がある。

平成16年度において入札談合に対して法的措置を採った件数は、22件と昨年度の14件に比べ8件増加した。また、発注者の入札談合等関与行為を認定した新潟市発注の建設工事に係る入札談合事件、プレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事に係る入札談合事件、金融機関による口座振替手数料に係るカルテル事件など悪質な事件、大規模事業者による入札談合事件、市場構造が寡占的となっている事業分野の事件について処理しており、内容の向上が見られる。

イ IT・公益事業分野、知的財産権分野

IT・公益事業分野、知的財産権分野に関しては、その市場における競争環境の変化が激しく、公正取引委員会が行う事件処理がその後の当該市場の発展に大きなインパクトを有することを踏まえれば、当該分野における違反行為に対して、迅速かつ積極的に対処することが不可欠である。

(参考)

○ e-Japan重点計画2004(平成16年6月15日 IT戦略本部)

「IT 分野及び IT を利用した事業活動に係る競争を阻害するような独占禁止法違反事件に迅速・的確に対処すべく、2004 年度も引き続き、公正取引委員会の一層の体制強化、機能の充実について、必要な措置を講ずる。」

- 知的財産推進計画2004(平成16年5月27日 知的財産戦略本部)
「コンテンツ業界における独占禁止法違反を迅速に発見するため、必要な審査専門官の確保など知的財産タスクフォース(知的財産の専門チーム)の体制を整備することにより、公正取引委員会の調査・情報収集活動の強化を図る。」

平成16年度においては、インテル(株)によるパソコンに搭載するCPUに係る私的独占事件やマイクロソフトコーポレーションによるパーソナルコンピュータ用基本ソフトウェアのライセンスに係る拘束条件付取引事件、着うたの配信に係る共同の取引拒絶事件といった、世界的規模の事業者による事件、あるいは国民生活に及ぼす影響の極めて大きな事件について、法的措置を講じており、実効性のある事件審査が行われていると評価できる。

ウ 中小事業者に不当な不利益を与える不公正な取引方法

規制緩和後の市場における競争秩序の確保を図る観点から、中小事業者等に不当に不利益をもたらす不公正な取引方法に対する厳正・迅速な処理が必要である。

優越的地位の濫用行為については、平成16年度において、大規模小売業者等に対して5件の法的措置を行っており、これは昨年度の2件の法的措置に比べて、措置件数及び内容の向上が認められる。

また、不当廉売についても、注意による迅速処理に努めるとともに、酒類の不当廉売行為について、酒類小売業者の経営の改善に関する緊急措置法(平成15年法第34号)第8条の規定に基づく国税局長からの公正取引委員会への措置要求を受けて審査を行い、対抗廉売を行っていた事業者を含め合計4件について警告を行う等厳正な対処に努めた。

エ 公共調達におけるダンピング受注

平成16年度においては、社会的ニーズに的確に対応した事件処理との観点から、頻発する公共調達におけるダンピング受注問題について積極的に対処した。

公正取引委員会は、公共建設工事に係る低価格入札問題、いわゆるダンピング受注問題について、独占禁止法上の不当廉売規制の観点から対処するため、平成15年11月以降、国土交通省及び各都道府県に対し、低入札価格調査制度に基づく調査の対象となった公共建設工事等について情報提供を依頼した。これに対し、国土交通省及び各都道府県から約700件の情報提供があったところ、当該情報に基づき、長野県所在の1社に対して警告を行った(平成16年4月28日)。

その後、国土交通省及び各都道府県から提供された前記情報に基づき、

比較的事業規模の大きい事業者など105社を選定し、これら事業者が平成15年度に受注した国土交通省又は都道府県発注の公共建設工事（低入札価格調査制度に基づく調査の対象となった公共建設工事以外のものを含む。）の損益状況等について報告を求めたところ、青森県所在の1社、栃木県所在の1社、東京都所在の1社、兵庫県所在の1社、大分県所在の2社及び長崎県所在の1社の合計7社について、実行予算上の工事原価を下回る落札価格で公共建設工事を受注していたことが認められた。

このため、これら7社を対象として、独占禁止法上の不当廉売の規定に照らし、平成14年度及び平成15年度に受注したすべての公共建設工事について、それぞれの実行予算の算定の内容について事情聴取を行うなど所要の調査を行った結果、栃木県所在の1社に対し警告を行った（平成16年9月15日）。

このほか、平成16年度においては、設計コンサルタント業務等に関し、2社に対し警告を行った。

また、公正取引委員会は、上記警告事案の公表にあわせ、建設業における不当廉売についての考え方を明らかにした。

(2) 有効性

平成16年度の事件処理件数は120件（前年度比2.4%減）であった。この内訳は、法的措置35件（同40%増）、警告9件（同38.8%減）、注意60件（同20.0%減）、打切り16件（同60%増）であり、法的措置件数は、最近4年間の平均29.5件に比べ約6件多かった。

平成16年度の法的措置件数の内訳（表3参照）を見ると、入札談合事件が22件と過半を占めているものの、私的独占事件が2件、不公正な取引方法に係る事件が8件と多様な事件審査を行っている。多様な事件の処理は、幅広い分野に警鐘を鳴らすこととなり、違反行為の未然防止の観点からも重要である。

課徴金納付命令については、平成16年度においては、延べ200名の事業者に対して、過去2番目となる総額132億9863万円の課徴金納付命令を行った。このうち、延べ13名から審判開始請求があり、審判開始決定を行った（審判開始請求の対象となった課徴金納付命令額は合計42億6013万円）。また、審判係属中の案件のうち、平成16年度においては、32名の事業者に対して、課徴金の納付を命ずる審決（総額21億1179万円）を行った。この結果、平成16年度において確定した課徴金納付命令額は、延べ219事業者に対し111億5029万円となっている。同金額も過去2番目に多いものとなっている。

このように、事件処理件数が昨年並みを維持するとともに、その中で、法的措置件数が増加し、警告及び注意の件数が減少したことは、より独禁法違反行為に厳正に対処したといえ、また、多様な事件の処理に努めたこと、高額の課徴金納付を命じたことなどからしても、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処する

という目標を達成していると考えられる。

(3) 効率性

ア 処理期間

効率的かつ実効性のある審査を行うためには、事件処理を迅速に行うことが重要である。

平成16年度に法的措置を採った35件のうち18件が8か月以内に処理されており、平均審査期間で見ると約8か月と平成15年度の約9か月に比べ、約1か月短縮され、迅速処理の取組に成果が上がっていると評価できる。

イ 申告情報の事件処理化の促進

近年の違反事件においては違反に係る情報の隠匿が巧妙化するなど違反行為の発見(端緒処理)や事件処理が困難になってきていることから、申告件数に対する事件処理件数の比率については、平成13年度までは低下傾向にあった。このため、平成14年度以降、端緒処理に携わる人員を増加させるとともに、断片的な情報から違反行為の存在を推認できるよう端緒処理能力の向上に努めることにより、申告された情報の中に事件として処理することが可能な事案が埋没することのないよう適切な端緒処理を行うよう努めてきた。

平成16年度においては、小売業に係る不当廉売の事案を除き、120件の事件処理を行っており、昨年度の123件の件数と遜色ないものであるが、申告件数に対する処理の比率としては前年度に比べて9.3%の減少となっている。これは、昨年度に比べ、入札談合、大規模小売業者等の優越的地位の濫用行為に関する申告件数が増加した(小売業の不当廉売を除く申告件数全体で前年度比68.6%増)一方で、事件処理部門の体制の整備がこれに追いついていないことによるところも大きいと考えられる。

今後、事件処理比率を向上させるには、事件処理の一層の迅速化及び事件処理における業務の効率性を高めることとともに、事件処理部門の体制強化が必要であると考えられる。

表7 申告件数に対する事件処理比率

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
申告件数(件)	479	770	572	560	944
事件処理件数(件)	74	87	108	123	120
比率(%)	15.4	11.3	18.9	22.0	12.7

ウ 違反行為に対する措置の効率性

違反行為に対する措置の効率性を把握するため、ここでは事件処理にどの程度の人員・時間が投入されたかを検証した。一般的に、より重大な事件(ここでは法的措置に係る事件)に比較的多くの人員を投入するのが効率的であ

ると考えられる。すなわち、警告、注意等に係る事件に投入された人員・時間が法的措置(勧告)に係る事件(以下「勧告事件」という。)に投入された人員・時間に比べて大きければ、警告、注意等に係る事件の処理が効率的ではなかったと考えられる。

(注)本来、政策の効率性は、政策による効果と当該政策に要する費用等との関係によって評価するものであるが、措置の効果のすべてを厳密に数量的・実証的に把握することは困難である。このため、上記のような方法を用いて、措置の効率性を検討することとしたものである。

措置別(法的措置(勧告)、警告、注意)の事件処理に投入された人員・時間及び打切りとなった事件に投入された人員・時間の平均値を比較した場合、勧告1件当たり投入された人員・時間を100とすると、警告に係る事件1件当たり投入された人員・時間は勧告事件の約23(前年度約55)、注意に係る事件1件当たり投入された人員・時間は同じく約10(同約14)、打切りとなった事件1件当たり投入された人員・時間は同じく約27(同約25)となっている。

警告事件に投入されたリソースが前年に比べて減少させることができている点については、独占禁止法違反行為に対し厳正かつ積極的に対処することの方針の成果として評価できるものと考えられる。

今後とも、事件担当部署の審査長等が担当事件処理の繁閑を見極めながら、リソースの効率的な配分に努め、事件の内容に応じた適切な処理に配慮する必要があると考えられる。

(4) 今後の課題

ア 実効性ある事件審査のための取組

談合・横並び体質からの脱却を図り、21世紀にふさわしい競争政策を確立するために、昨年10月15日に国会に提出した独占禁止法改正法案が、本年4月20日、可決、成立したところ、公正取引委員会は、今後、改正法のスキームを十分に活用し、独占禁止法違反行為に対して、より一層厳正かつ積極的に取り組んでいく必要があるが、公正取引委員会の審査体制は、その求められている役割に比べ、依然として十分なものとは言えず、今後とも着実な体制の整備に努めていく必要がある。

また、限られたリソースの中で最大限の成果をあげるためには、IT・公益事業分野における新規参入阻害行為、知的財産権の濫用行為あるいは発注者側の関与が疑われる入札談合等など重点的に取り組む分野を設定し、こうした分野の事件について、新たに導入される課徴金減免制度の活用や端緒情報の分析力を向上させることにより、発見することが容易ではない悪質な違反行為、あるいはタイムリーに処理する必要があるIT分野等における違反行為などを事件と

して処理し、法運用に実効性を持たせることが求められる。

さらに、最近では、勧告した違反事件が審判で争われる場合が増加しており、審査担当部門における審判対応業務も大幅に増加してきている。このため、審査部門においても、審判を担当する上席審査専門官を新設したところであるが、事件審査担当部門において、審判対応業務をおろそかにすることなく、かつ、事件処理が滞ることのないようにするには、最終的には組織的な対応が不可欠であるが、当面、業務配分の一層の効率化に努めることで対応するほかない。

イ 改正法の施行

改正独占禁止法は平成17年度中の施行が予定されているところ、改正法では、犯則調査権限や課徴金減免制度など公正取引委員会の調査能力の向上のための制度等新たな権限、制度が導入されることから、その施行に当たっては十分な準備が必要である。

○ 課徴金減免制度の導入に伴う端緒処理部門の一層の強化

近年、独占禁止法違反行為に対する公正取引委員会の厳正対処の姿勢等を踏まえ、違反事件が一層複雑かつ巧妙化してきている。こうした違反行為に対し的確に対処するためには、端緒処理部門の強化が不可欠であり、違反行為を自主的に報告する課徴金減免制度をいかに効果的に活用することができるかが大きな課題といえ、同制度の運用に係る体制の整備や事業者が同制度を円滑に利用でき、公正取引委員会も端緒情報として積極的に活用できるよう、十分な準備をしておく必要がある。

○ 犯則調査権限の導入

犯則調査権限の導入により、従来の間接強制による調査権限では限界のあった証拠の収集能力も向上することとなる。

公正取引委員会としては、今後、刑事告発をより一層積極的に行う方針であるが、今般初めて導入される調査権限を十分に生かすことができるよう、検察当局との連携の強化、審査能力の一層の向上を含め審査体制の強化が必要である。

9. 第三者の知見の活用状況

平成17年6月6日に政策評価委員会合を開催して、政策評価委員より意見を聴取した。(会合に欠席した委員からは、別途書面で意見を提出してもらった。)

評価委員の意見及び評価書への反映状況は下表のとおり。

柿崎委員	評価対象がどういう位置づけにあるのか、公正取引委員会の業務に精通していないと取っ付きにくい。基本計画の体系の中での位置づけが必要であり、現行レベルの今の仕事で十分かの評価が必要。これ
------	---

	<p>はどのレベルのことにに関する評価なのかを入れたほうがよい。 (対応)</p> <p>目標と施策の体系図を添付することとする。(新聞発表文別紙1参照。)</p>
田辺委員	<p>「6 評価を行う過程において使用した資料等」で「内部資料等」との記載では、外部検証性に欠けるので、確認可能な資料は列記すべき。 (対応)</p> <p>使用した資料を具体的に記述することとした。</p>
田辺委員	<p>今後は、法の施行状況だけでなく、特別のテーマ、例えば、「私的独占」、「不当廉売」といったテーマを選択して、その意義、効果等を国際比較も交えつつ実施していくべき。また、取り組んでいない分野・テーマについては、その取り組んでいないことの効果を評価していくべきである。</p>
白石委員	<p>評価書の内容は排除措置命令(警告・注意を含む)に関するものが多く、それが重要であることは言うまでもないが、課徴金納付命令に係る施策についての評価も重要なのではないか。従来から存在する課徴金額計算の事務負担についても関心のあるところであるのに加え、改正法によって導入される調査協力者に対する減免制度がどのような事務負担をもたらしているのかを評価できる体制が準備されることが期待される。</p> <p>なお、注意はともかく警告については、その内容が名宛人事業者等の名称とともにすべて公表されることとなっている現状を考えると、法律上の措置を採った事件よりも投入人員・時間が少ないほうが効率的であるという指標が一般論として確立することが適切であるのか否か、さらに検討する必要があるように思われる。</p>

実績評価書

担当課 企業結合課

1. 評価対象施策

企業結合の審査(平成16年度)

【具体的内容】

企業結合行為(株式所有, 合併, 営業譲渡等)について, 提出された報告や届出, 事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い, 競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止する。また, 企業結合の透明性を高めるため, 主要な企業結合事例の公表等を行う。

2. 施策の目標(目標達成時期)

企業結合に対して迅速(書面審査については30日以内, 詳細審査については90日以内)かつ的確な審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。(各年度)

3. 評価の実施時期

平成17年4～6月

4. 評価の観点

- (1) 企業結合審査は, 市場の競争環境を十分踏まえたものになっているか(必要性)。
- (2) 企業結合審査は, 公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか(有効性)。
- (3) 企業結合審査は, 効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策評価の把握の手法

届出・報告等の処理件数

事前相談案件の処理に要した日数

公表事例の件数・内容

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成16年度独占禁止法第4章関係届出等の動向及び主要な企業結合事例」
(平成17年5月30日公表)等

7. 施策の実施状況及びその効果

(1) 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」の公表

公正取引委員会は、「株式保有、合併等に係る『一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合』の考え方」の見直しを行い、企業結合審査の対象となる企業結合の類型、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の枠組及び判断要素等を明らかにした「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を平成16年5月に公表した。

(2) 合併、分割及び営業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書の提出件数

平成16年度の合併、営業譲受け等の届出受理件数は、合併70件(対前年度比32%減)、分割23件(対前年度比10%増)、営業譲受け等166件(対前年度比5%減)であり、また、株式所有報告書提出件数は778件(対前年度比19%減)で、これらを合計した総件数は1,037件(対前年度比18%減)であった。

(注) 合併・分割・営業譲受け等の届出は、いずれも一定規模を超える会社が当該行為を行う場合に義務付けられている(例えば、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社が含まれている場合)。

表1 合併、分割及び営業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書の提出件数

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
合併届出件数	170(12.6%)	127(▲25.3%)	112(▲11.8%)	103(▲8.0%)	70(▲32.0%)
分割届出件数	-	20(-)	21(5.0%)	21(0.0%)	23(9.5%)
営業譲受け等届出件数	213(19.0%)	195(▲8.5%)	197(1.0%)	175(▲11.2%)	166(▲5.1%)
株式所有報告書提出件数	804(▲21.9%)	898(11.7%)	899(0.1%)	959(6.7%)	778(▲18.9%)
合計	1,187(▲12.7%)	1,240(4.5%)	1,229(▲0.9%)	1,258(2.4%)	1,037(▲17.6%)

(注)1 ()は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 分割届出(共同新設分割及び吸収分割)の制度については、平成12年5月の独占禁止法改正により新設され、平成13年度から施行された。

(3) 報告等の要請を行った事案

公正取引委員会は、独占禁止法第15条第5項(第15条の2第6項及び第16条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、合併等に関し、必要な措置を命ずるために、審判開始決定をし、又は勧告する場合には、合併等の待機期間である30日の期間(必要な報告、情報又は資料の提出(報告等)を求めた場合には、届出受理の日から120日を経過した日とすべての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間)内にこれをしなければならない。

同規定に基づき、報告等の要請を行った事案は、最近では、平成15年度に1件、平成16年度に2件あるが、いずれも定められた期間内に報告等の要請を行い、独占禁止法上の問題はなかったとして、法的措置の期限内に審査を終了している。

また、報告等の要請を行わなかった届出案件については、いずれも30日の待機期間内に審査を終えている。

(4) 事前相談案件の処理

ア 公正取引委員会は、平成14年12月、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」を公表し、同方針に基づき迅速かつ透明な事前相談の対応に努めているところ、重要な企業結合案件の多くは、当事会社の申し出により同方針に基づき事前相談が行われている。平成15年度においては、71件、平成16年度においては54件の事前相談に対応した(書面審査及び詳細審査合計。審査の途中で事前相談の申し出が取り下げられたものを除く。)

平成16年度中に回答した事前相談案件のうち、書面審査案件の処理に要した日数(書面審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。)は表2のとおりであり、平均処理日数は22.3日と、前年度に比し3.7日増加している。

また、詳細審査案件の処理に要した日数(詳細審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。)は表3のとおりであり、平均処理日数は88.3日と、前年度に比し12.6日増加している。なお、平成16年度においては、このほか、当事会社からの申し出により回答期限を延長した詳細審査事案が4件あるが、いずれも延長した回答期限内に審査を終了し、当事会社に対し回答を行っている。

イ 公正取引委員会は、「企業・産業再生に関する基本指針」(平成14年12月19日)に基づき、産業活力再生特別措置法の政策支援対象となる案件について、企業結合審査の一層の迅速化を図る観点から、企業結合審査の運用指針の策定作業を行い、平成15年4月9日、「企業・産業再生に係る企業結合審査について」を策定した。

当該運用指針は、産業再生関連事案について、市場シェア等に応じて迅速審査の対象となる事案を5つに類型化し、迅速審査類型のいずれかに該当する産業再生関連事案については、通常30日以内で行うこととしている書面審査を原則として15日以内で行うことを示している。

産業再生関連事案として審査を行った事案は、表4のとおり、平成15年度は2件、平成16年度は5件あり、処理に要した平均処理日数は、平成15年度の13.5日に対し、平成16年度は、17.8日と増加しているが、迅速審査類型に該当した事案のみについてみると、平成15年度の15.0日から平成16年度は11.3日と3.7日短縮されている。

表2 事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数(書面審査) (単位:件)

年度	事案処理日数				合計件数	平均処理日数(日)
	1~20日	21~30日	31~50日	51日~		
平成14年度	11	15	0	0	26	19.3
平成15年度	34	28	1	0	63	18.6
平成16年度	17	30	0	0	47	22.3

(注)1 平成14年度については、事前相談に対する対応方針公表後に書面審査を開始した案件。

2 事前相談を途中で打切った事案は含んでいない。

表3 事前相談案件の処理に要した日数ごとの件数(詳細審査) (単位:件)

年度	事案処理日数				合計件数	平均処理日数(日)
	1~50日	51~70日	71~90日	91日~		
平成14年度	—	—	—	—	—	—
平成15年度	0	1	2	0	3	75.7
平成16年度	0	0	3	0	3	88.3

(注)1 平成14年度については、事前相談に対する対応方針公表後に詳細審査を開始した案件はない。

2 詳細審査に至るまでの書面審査の期間は含んでいない。

3 当事会社からの申し出により回答期限を延長した事案は含んでいない。

表4 産業再生関連事案における処理に要した日数ごとの件数 (単位:件)

年度 \ 事案処理日数	1～5日	6～10日	11～15日	16日～	合計件数	平均処理日数 (日)
平成15年度	0	0	2(1)	0	2(1)	13.5(15.0)
平成16年度	0	1(1)	2(2)	2	5(3)	17.8(11.3)

(注)1 当事会社が産業再生案件である旨主張したが、迅速審査類型には該当しなかった事案を含む。

()内は迅速審査類型に該当した事案(内数)。平均処理日数の()内は、迅速審査類型に該当した事案のみの平均処理日数。

2 事前相談を途中で打切った事案は含んでいない。また、事前相談無しの届出案件も含む。

8. 評価

(1)必要性

複数の企業が、株式保有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係(結合関係)が形成・維持・強化されることにより、市場構造が非競争的に変化する場合、価格の高止まりなど市場における競争に弊害をもたらすことから、独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止している。企業結合審査は、このような独占禁止法の規定に基づき行われるものであり、公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。

また、企業結合審査については、近年、以下のとおり国内外からその重要性等が指摘されているところである。

- 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定・平成17年3月25日改定閣議決定)

「審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったもののうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。」

- OECD競争委員会「合併審査に関する理事会勧告」(平成17年3月23日)

C.競争当局のリソース及び権限

「加盟国は、競争当局が効率的かつ効果的な合併審査を実施し、複数国にまたがる合併の審査において他の競争当局と効果的に協力・調整を行うための十分な権限を有することを確保すべきである。加盟国は、競争当局がこれらの業務を遂行するために十分なリソースを必要とすることを認識すべきである。」

公正取引委員会としても、近時、大型の企業結合や国際的な事業統合が増大している状況等を踏まえ、これらの企業結合事案に迅速かつ的確に対処するとともに、審査の結果については、合併等を認めたもの、認めなかったものについて、できるだけ多くの案件について、その理由を含め公表内容を一層充実させることに努めている。また、平成16年5月に策定した「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」では、従来のガイドラインを見直し、企業結合審査の対象となる企業結合の種類の限定、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準の明確化、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の枠組及び判断要素の明確化及び精緻化を行い、同指針に基づき、的確な企業結合審査を行ってきているところであるが、今後とも企業結合審査の透明性を一層確保し、事業者の予測可能性を更に高めることが必要である。

(2) 有効性

ア 企業結合審査における問題点の指摘及び改善の状況

企業結合審査において、当該企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがあると判断された場合、公正取引委員会において問題点を指摘している。この場合、当事会社が一定の適切な措置を講じることにより、その問題点を解消できることがある。

平成16年度においては、このように公正取引委員会において問題点を指摘した事案は、表5のとおり、事前相談を含め4件あり、このうち2件については、当事会社により問題点を解消する措置が講じられ、残りの2件については、問題解消措置が講じられないとして、最終的に当事会社が当該計画を取りやめている。このような企業結合審査における問題点の指摘は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止し、平成16年度では、合計で約6000億円規模の市場における競争の維持効果をもたらしたと推定できる。

また、公正取引委員会では、民間のエコノミストを企業結合審査部門に配置するなどしてより精緻な分析による審査に取り組んでいる。

例えば、素材産業で、国内の競争業者に供給余力がない状況にあり、輸入圧力の有無が重要な考慮要素の一つとなった案件では、輸入品と国内品の価格の相関関係、国内価格の変化と輸入量の相関関係などを統計的に分析し、客観的な輸入圧力の把握を行ったほか、需要弾力性の推定、シェアの相関関係、集中度と価格の統計的関係の分析なども必要に応じて行うなど、経済理論に基づく分析に努めており、エコノミストの配置による、より精緻な競争状況の分析によって企業結合審査を行ったと評価できる。

このように、平成16年度においては、報告、届出、事前相談のあった事

案に対し、的確な審査を行っており、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止という目標を達成している。

表5 平成16年度に問題点を指摘した案件(すべて詳細審査事案)

	対象商品	市場規模	当事会社の対応
大日本インキ化学工業(株)と旭化成ライフ&リビング(株)による二軸延伸ポリスチレンシート事業の統合について	二軸延伸ポリスチレンシート(OPSシート)	約270億円	問題解消措置を申し出
三井化学(株)及び出光興産(株)のポリオレフィン事業の統合について	ポリプロピレン(PP)	約3400億円	問題解消措置を申し出
東海カーボン(株)と三菱化学(株)のカーボンブラック事業の統合について	タイヤ用及び一般工業用カーボンブラック(CB)	約850億円	統合を取りやめ
PSジャパン(株)及び大日本インキ化学工業(株)のポリスチレン事業の統合について	ポリスチレン(PS)	約1300億円	統合を取りやめ

(注)対象商品及び市場規模は、詳細審査の対象となった商品のうち、問題点を指摘したもののについてのみ記載。

イ 主要な企業結合事例の公表内容の充実

企業結合審査の透明性を確保し、事業者の予測可能性を高め、それによって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の実施を防止する観点から、公正取引委員会は、届出等を受理した事案及び事前相談を受けた事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、その審査の内容を公表している。

特に、平成14年12月の事前相談に対する対応方針の公表後は、同方針に従い、合併等を認めたもの、認めなかったものについて、これらの公表に当たっては、その理由を含め結果についてより詳細に記述する(審査において考慮した事項を記載するだけでなく、それらが具体的にどのように競争に影響を及ぼすかまで記載)など公表内容の充実を図っている。

事前相談に対する対応方針の公表後における主要な企業結合事例の公表件数及び公表文の合計頁数を公表以前のそれと比べると、表6のとおりとなっている。平成16年度は、新しいガイドラインに沿う形で、公表内容についても分析の枠組み並びに判断要素の明確化及び精緻化を図ったことから、平成15年度の5.7頁と比べても1.3頁増の7.0頁(対前年度比22.8%増)となっている。

頁数の増加が必ずしも企業結合審査の透明性の向上等に結び付くとは限らないが、頁数の増加は、企業結合審査における一定の取引分野の画

定方法、当該企業結合計画に対する独占禁止法上の考え方等、事業者の予測可能性を高める上で有効な情報量の増加を示しているとの一定の評価が可能である。

さらに、事前相談件数(書面審査+詳細審査)は、平成15年度の71件から平成16年度は54件へと約23.9%減少しており、これは届出受理等の総件数の減少率17.6%(1,258件→1,037件)を大きく上回っている。このことから、前述の新ガイドラインや公表事例の充実等により、事業者の予測可能性が高まっていると推測することもでき、公表事例の充実等の有効性を示す一定の指標として評価し得るものといえる。

表6 公表事例の頁数別の件数 (単位:件)

年度	頁数				合計件数	平均頁数(頁)
	1~3頁	4~6頁	7~10頁	11頁~		
平成13年度	10	3	0	1	14	3.3(100)
平成14年度	8	2	0	3	13	6.0(182)
平成15年度	4	3	3	1	11	5.7(173)
平成16年度	2	3	6	1	12	7.0(212)

(注) 平均頁数の()内の数値は、平成13年度を100とした場合の平均頁数の指数である。

(3) 効率性

ア 報告等の要請を行った事案における処理日数

P2(3)に記載のとおり、法的手続に基づき、報告等の要請を行った事案は、最近では、平成15年度に1件、平成16年度に2件あるが、いずれも定められた期間内に報告等の要請を行い、法的措置の期限内に審査を終了している。

このことから、報告等の要請を行った事案については、定められた期限内に迅速に処理されているものと評価することができ、目標を達成している。

イ 書面審査及び詳細審査における処理日数

企業結合審査の効率性を把握するため、書面審査及び詳細審査の処理に要した日数を検証すると、書面審査については、表2に記載のとおり、平成15年度については、事前相談に対する対応方針において書面審査の期間としている30日を超えて審査した事案が1件あったが、平成16年度は、すべての事前相談に対して、期間内に審査を終え、当事会社に対し回答を行っている。また、詳細審査については、表3に記載のとおり、平成15年度及び16年度のいずれについても、すべての詳細審査事案について、期間内に審査を終え、当事会社に対し回答を行っており、目標を達成している。

なお、書面審査案件の処理に要した日数の平均値は22.3日であり、平成15年度の18.6日と比べると、3.7日増加している。また、詳細審査案件の処理に要した日数の平均値は、88.3日であり、前年度の75.7日と比べると12.6日増加している。

このように処理に要した日数が増加した要因は、企業結合審査事案が大型・複雑化し、より一層慎重かつ的確な判断が求められているためと考えられるが、今後は、審査の効率化を図るなどより一層迅速かつ的確な審査が求められる。

また、書面審査の処理日数は詳細審査の処理日数に対し、平成15年度及び16年度のいずれについても約25%となっており、詳細審査を行うに至らない事案については、より迅速かつ効率的に審査を行い、詳細な審査が必要とされる事案については、さらに時間をかけてより詳細に審査を行うなどメリハリのある効率的なリソースの配分がなされているものと評価できる。

ウ 産業再生関連事案における処理日数

産業再生関連事案の処理に要した日数を検証すると、表4に記載のとおり、平成15年度は2件、平成16年度は5件の産業再生関連事案があり、処理に要した平均処理日数は、平成15年度の13.5日に対し、平成16年度は、17.8日と増加しているが、迅速審査類型に該当した事案のみについてみると、平成15年度の15.0日から平成16年度は11.3日と3.7日短縮されている。このことから、産業再生関連事案については、同方針で定められている15日間の処理期間内に迅速に処理されているものと評価することができ、目標を達成している。

(4) 今後の課題(政策への反映)

近年、経済のグローバル化等企業を取り巻く経営環境が厳しくなる中、産業再生や事業再構築のツールとして、大規模な企業結合が様々な形(合併、企業分割、事業統合等)で実施されるようになってきている。これら、ますます大型化・複雑化する企業結合事案の増大に対し、より一層迅速かつ的確に対処するために、職員の企業結合に関する審査能力・専門性を向上させ、企業結合審査のさらなる透明化・精緻化を図ることが必要である。そのために、公正取引委員会は、民間の専門家など積極的に外部人材を活用するほか、企業結合審査部門への人員の充実及び大型・複雑な案件への重点的な人員投入により、機能・体制の強化を図ることが必要である。

9. 第三者の知見の活用状況

平成17年6月6日に政策評価委員会合を開催して、政策評価委員より意見を聴

取した。(会合に欠席した委員からは、別途書面で意見を提出してもらった。)
評価委員の意見及び評価書への反映状況は下表のとおり。

田辺委員	「6 評価を行う過程において使用した資料等」で「内部資料等」との記載では、外部検証性に欠けるので、確認可能な資料は列記すべき。 (対応) <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">使用した資料を具体的に記述することとした。</div>
白石委員	特に企業結合規制においては、エコノミストの登用や外国法情報の紹介が増え、議論が複雑化する傾向にあるように見受けられるが、そのことが真に必要・有効であるのかという点について、継続的に情報提供・検証・評価が行われる必要があると思われる。

総合評価書

担当課 経済取引局総務課

1. 評価対象施策

公共調達における競争環境の整備
－入札談合の防止及び公共調達の改善のための取組－

【具体的内容】

国等の調達機関との間で「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催し、都道府県等の調達担当者を対象とした研修を実施する。また、公共調達活動に関する調査・提言を行う。

2. 施策等の目的

独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨を発注官庁等に周知することにより、調達及び発注に係る違反行為を未然に防止するとともに、入札・契約の実態を把握し、競争政策の観点から提言を行うことにより、公共調達の改善を図る。

3. 評価の実施時期

平成17年4～6月

4. 評価の目的(ねらい)及び観点

公共調達について入札・契約の改革・適正化を進め、入札談合を防止していくことは、政府の重要課題となっているところ、今回、以下のような観点から、公正取引委員会が行った施策に対する評価を行うことにより、本施策の課題を抽出するとともに、改善を図る。

- (1) 取組は、入札談合の防止及び公共調達の改善のために必要か(必要性)。
- (2) 取組は、調達及び発注に係る違反行為の未然防止、公共調達における競争環境の整備に役立ったか(有効性)。
- (3) 取組は、効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策評価の把握の手法

発注官庁の担当職員へのアンケート調査等

6. 評価を行う過程において使用した資料等

- ・ 「平成16年度の入札談合防止に関する発注官庁等との連絡担当官会議の開催等について」(平成16年9月15日公表)
- ・ アンケート資料等

7. 施策の実施状況

(1) 発注官庁等への独占禁止法等の周知

公正取引委員会は、従来から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成6年7月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るとどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合防止の徹底を図っている。

また、入札談合の未然防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、各発注官庁等において、公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官として各省庁の会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成5年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催しており、平成16年度においては、国の本省庁等の連絡担当官会議を10月20日に開催するとともに、国の地方支分部局等の連絡担当官会議を全国9か所で開催した。

また、公正取引委員会は、平成6年度以降、国の本省庁・地方支分部局又は地方公共団体が実施する調達担当者等に対する研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行うとともに、公団・事業団等の調達担当者に対する研修会を開催している。平成16年度においては、入札談合等関与行為防止法のより一層の周知と併せ、東京及び大阪の2か所において公団・事業団等の調達担当者を対象とする研修会を開催するなど、国、地方公共団体、公社・公団等に対して75件の講師の派遣等を行った。

公正取引委員会は、調達担当者等の独占禁止法等に対する理解を深めるため、テキスト「入札談合の防止に向けて」を作成し、一般に公表しているところ、これらの会議において、出席者に同資料を配布するとともに説明を行い、意見交換等を行っている。現在までの会議の開催状況は次表のとおりである。

表1 会議等の開催状況(平成5年度から平成16年度までの累計)

担当部署	開催回数
本局	国の本省庁の連絡担当官(12回), 関東甲信越地区における国等の機関の連絡担当官(11回), 関東甲信越地区における公団・事業団(10回), 茨城県(2回), 栃木県(2回), 群馬県(1回), 埼玉県(5回), 千葉県(6回), 東京都(7回), 神奈川県(4回), 新潟県(8回), 山梨県(3回), 長野県(3回)
北海道事務所	北海道における国等の機関の連絡担当官(11回), 北海道(各支庁等合計80回)
東北事務所	東北地区における国等の機関の連絡担当官(11回), 青森県(6回), 岩手県(6回), 宮城県(8回), 秋田県(5回), 山形県(7回), 福島県(5回)
中部事務所	中部地区における国等の機関の連絡担当官(11回), 富山県(5回), 石川県(4回), 岐阜県(4回), 静岡県(6回), 愛知県(7回), 三重県(4回)
近畿中国四国事務所	近畿地区における国等の機関の連絡担当官(11回), 近畿地区における公団・事業団(7回), 福井県(7回), 滋賀県(4回), 京都府(4回), 大阪府(8回), 兵庫県(5回), 奈良県(6回), 和歌山県(5回)
近畿中国四国事務所中国支所	中国地区における国等の機関の連絡担当官(11回), 鳥取県(5回), 島根県(6回), 岡山県(6回), 広島県(9回), 山口県(6回)
近畿中国四国事務所四国支所	四国地区における国等の機関の連絡担当官(11回), 徳島県(7回), 香川県(8回), 愛媛県(8回), 高知県(10回)
九州事務所	九州地区における国等の機関の連絡担当官(11回), 福岡県(16回), 佐賀県(6回), 長崎県(8回), 熊本県(6回), 大分県(4回), 宮崎県(4回), 鹿児島県(5回)
内閣府沖縄公正取引室	沖縄県における国等の機関の連絡担当官(11回), 沖縄県(9回)

(注) 県等の地方公共団体が実施する調達担当者等に対する研修会には, 当該地方公共団体職員だけでなく, 市町村職員も出席している。

(2) 公共調達活動に関する調査・提言

ア 公正取引委員会は, 従来から競争政策, とりわけ入札談合防止の観点から地方公共団体の入札・契約制度等について調査・提言を行ってきた。最近では, 平成15年に「公共調達と競争政策に関する研究会」を開催し, 公共調達における一層競争的な環境の実現と, 入札談合の効果的な防止を図るための方策につ

いて検討を行い、同年11月に報告書「公共調達における競争性の徹底を目指して」を公表した。報告書の概要は以下のとおりである。

(ア) 基本的な視点～競争性の確保の必要性

- 国・地方公共団体等が費用の安く、質の高いサービスを国民に提供するためには、公共調達において、いかにして「(一定のコストに対して)最も価値の高いものを調達するか」という、Value for Money(VFM)の基本理念に基づき、安くて質の高い物品やサービスを調達することが必要であり、その実現のためには可能な限り競争性を確保していくことが重要。
- 入札談合は悪質な独占禁止法違反行為であるばかりでなく、競争入札の実質を失わしめることを通じて予算の適正な執行等を阻害する行為であり、その排除・防止を図っていくことが必要。

(イ) 競争入札における競争性の徹底

- 一般競争入札の対象範囲の拡大が必要。また、そのためには、適切な競争参加資格の設定、監督・検査体制の充実が必要。
- 指名競争入札については、公募型指名競争方式を活用し、入札意欲のある事業者間の活発な競争の確保が必要。

(ウ) 最も価値の高い調達の追求

- 発注者において仕様書等の内容が適切に設定でき、品質の確保に関する問題が生じるおそれの少ない案件の入札では、引き続き、価格だけを落札基準とすることが適当。
- 高度な技術力を要する案件等の入札では、価格及び技術・品質等を考慮して落札者を選定(以下「総合評価方式」という。)を活用することが適当。

(エ) 入札談合に対する取組

- 入札談合の監視のため、発注担当部局から独立した監視機関を設置し、公正取引委員会との連携・協力を強化することが必要。
- 各発注者においては、事業者の入札談合を招くことのないよう、適切な発注のための取組が必要。

イ 公正取引委員会は、地方公共団体における入札・契約の実態や制度的課題等を把握することを目的として、約520の地方公共団体に対してアンケート調査を実施し(回答率は約85%)、平成16年9月、調査結果と公共調達の改善に向けた提言を取りまとめ、「地方公共団体における入札・契約の実態に関する調査報告書」を公表した。調査報告書の概要は以下のとおりである。

(ア) アンケート調査結果

競争の実効性の確保

- 一般競争入札や公募型指名競争入札は、都道府県など人口規模の大きい

地方公共団体では採用が進んでいるが、人口規模が小さい地方公共団体では進んでいない。

民間の能力を活かす入札・契約方式

- 技術提案型の発注方式や総合評価落札方式は、都道府県など人口規模の大きい地方公共団体では前向きであるが、人口規模が小さい地方公共団体では、評価の困難性や体制上の問題から導入は困難としている割合が高い。

品質の確保

- 地方自治法上、低入札価格調査制度や最低制限価格制度が設けられているが、これらの制度を設けず活用していない地方公共団体が見られる。

指名停止措置

- 入札談合等に対する指名停止措置の期間や対象となる事業者の範囲については、地方公共団体ごとに差異があり、国の発注者の措置に比べると長期間で広い範囲の事業者を対象としている地方公共団体も多い。

入札情報の取扱い

- 予定価格の事前公表を行っている地方公共団体が多い。また、予定価格の事前公表については、「入札談合防止の観点からは望ましいとはいえないが、職員が不正行為に巻き込まれないようにするためにはやむを得ず必要」とする回答が多い。

(イ) 課題

- 小規模な市町村等は、事業者の経営力・技術力についての審査能力が体制的に十分でない等の問題があることから、業務執行体制の整備のため、国や都道府県がデータベースを整備し、適切なデータを提供するなど、体制面・技術面の補完・支援のための措置が必要。
- 低入札価格調査制度や最低制限価格制度を設けていない地方公共団体は同制度を設けて活用する等の取組が望まれる。
- 独占禁止法違反行為に対する指名停止措置等については、事業者に過度な負担が課されないように適切な運用が必要であり、国のモデルを参考とした統合的な運用が期待される。
- 予定価格の事前公表を行う場合、入札時に工事費内訳書の提出を求める、公募型指名競争入札を推進する等、競争性の確保のための取組が一層必要。

8. 評価

(1) 必要性

公共調達について入札・契約の改革・適正化を進め、入札談合を防止していくこ

とは、政府の重要課題となっている。

平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、公正取引委員会は地方公共団体における規制改革の推進に資する調査・提言を行うこと、また、入札談合に係る情報の取扱いに関し国及び地方公共団体と公正取引委員会の間における連携を強化することとされている。

このため、公共調達における実態把握に関する調査・提言を行うことが必要である。

○ 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日 閣議決定)(抄)

Ⅱ 重点計画事項

(分野横断的な取組)

5 規制に関する基本ルールの見直し

3 地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策

(4)公正取引委員会により「競争政策の観点からみた地方公共団体による規制・入札等について」(平成11年6月)、「公共調達における競争性の徹底を目指して(公共調達と競争政策に関する研究会報告書)」(平成15年11月)が取りまとめられており、実態把握等に有益なものとなっているが、引き続き公正取引委員会は、地方公共団体における規制改革の推進に資する調査・提言を行う。

(分野別各論)

2 競争政策

4 政府調達制度の見直し

(4)発注者による厳正な対処等

② 公正取引委員会との連携強化

引き続き、国の発注者と公正取引委員会との間、また、地方公共団体と公正取引委員会の間における入札談合に係る情報の取扱い方について協議するなど連携を強化する。

(2) 有効性

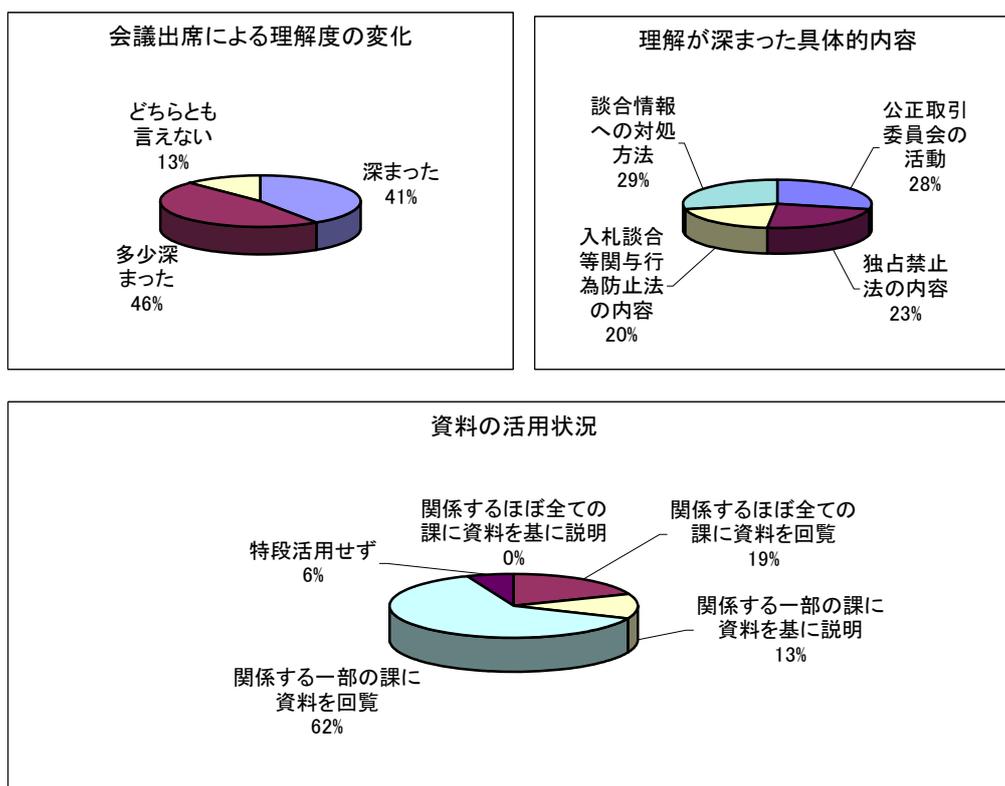
ア 独占禁止法等についての理解の増進

公正取引委員会は、上記の連絡担当官会議等において、テキスト「入札談合の防止に向けて」を説明用資料として作成・配布し、独占禁止法、入札談合等関与行為防止法等について説明を行っているところ、平成16年度の会議について、連絡担当官等に対してアンケート調査(母数71名 有効回答38名 回答率53.5%)を行った。

アンケート結果を見ると、会議に出席したことにより独占禁止法等の理解が深まったかどうかについて、「深まった」、「多少深まった」との回答の合計が 87%となり、「深まらなかった」、「あまり深まらなかった」との回答はなかった。また、理解が深まった具体的内容については、「公正取引委員会の活動」、「独占禁止法の内容」、「入札談合等関与行為防止法の内容」及び「談合情報への対処方法」との回答が、それぞれ2割から3割程度となっている。

このことから、会議に出席したことによって、連絡担当官自身の独占禁止法等に対する理解が増進しており、その意味で、連絡担当官会議等は有効であったと評価することができる。

また、連絡担当官等に対する上記アンケートにおいて、会議資料が職場内でのように活用されているかについて尋ねたところ、関係する課に対して資料を回覧又は資料を基に説明を行うとの回答が合計で9割を超えることから、連絡担当官の所属団体等の場で資料が有効活用されていると言える。



イ 公共調達活動に関する調査・提言の地方公共団体における活用

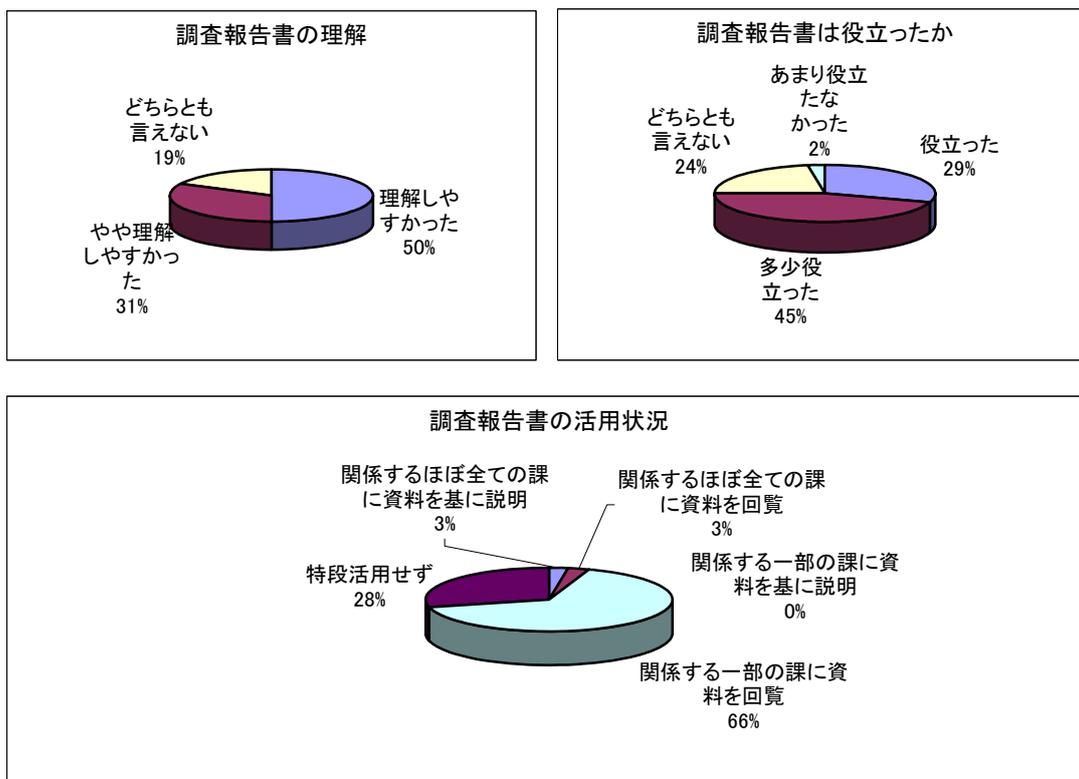
公正取引委員会は、平成16年9月に公表した上記の「地方公共団体における入札・契約の実態に関する調査報告書」(以下「調査報告書」という。)の理解状況等を把握するため、調査報告書で調査対象とした地方公共団体のうち、都道府県及び政令指定都市についてアンケート調査(母数60名 有効回答44名 回答率

73.3%)を行った。

アンケート結果を見ると、調査報告書について、「理解しやすかった」、「やや理解しやすかった」との回答の合計が81%となり、「やや理解しにくかった」、「理解しにくかった」との回答はなかった。また、調査報告書が役に立ったかどうかについては、「役立った」、「多少役立った」との回答の合計が74%となり、「役立たなかった」との回答はなかった。

このことから、地方公共団体に対してアンケート調査を行うことにより、地方公共団体の入札・契約制度改革の進捗状況等を把握することが可能となり、また、調査結果のみならず調査結果から導かれた課題及び解決に向けた取組を提言することにより、地方公共団体が入札・契約制度改革を行う上での参考となると言えることができ、こうした実態調査を行うことは公共調達改善を図る上で有効であると思われる。

また、都道府県及び政令指定都市に対する上記アンケートにおいて、調査報告書が職場内でどのように活用されているかについて尋ねたところ、関係する課に対して調査報告書を回覧又は調査報告書を基に説明を行うとの回答が合計で7割を超えており、調査報告書が有効活用されていることが分かる。



ウ 独占禁止法違反行為に対する調達機関の取組

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第1

27号。以下「適正化法」という。)第10条は、「各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長は、それぞれ、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。」としていることから、連絡担当官会議等において調達担当者等に対し、調達機関に寄せられた談合情報への対応方法及び公正取引委員会への談合情報提供に当たっての留意事項等について説明を行っている。調達機関から公正取引委員会に寄せられる談合情報件数は表2のとおりであるところ、適正化法第10条に基づく通知件数は、同通知が制度化された平成13年度以降、一貫して増加しており、平成16年度は平成13年度の約4.7倍である。

表2 調達機関から公正取引委員会へ寄せられる談合情報件数の推移

	13年度	14年度	15年度	16年度
適正化法第10条に基づく通知	11	18	38	52

また、入札談合によって損害を被った国・地方公共団体等の調達機関が事業者に対し、独占禁止法第25条や民法第709条の規定に基づき損害賠償等を請求する事例がある。公正取引委員会は、調達機関から損害賠償請求等のための資料の提供要請に基づいて、平成16年度において、36件の資料提供を行っている。

このように、調達機関が入札談合に対してより厳しい対応を示すようになってきていることは、連絡担当官会議等を通じた独占禁止法等の趣旨の周知の効果の現れの一つと見ることができる。

(3) 効率性

ア 発注官庁等への独占禁止法等の周知

公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議には、対象となる機関の連絡担当官のほとんどが出席(例えば、平成16年度の国の本省庁の連絡担当官会議には22省庁のうち20省庁から45名出席)しており、また、調達担当者を対象とした研修には、都道府県庁職員だけでなく、市町村職員も出席している。

また、公正取引委員会の本局及び各地方事務所等を活用することにより、会議開催に係るコストを抑えつつ多くの発注機関の職員に独占禁止法、入札談合等関与行為防止法等の内容を周知することができたものと考えられる。

イ 公共調達活動に関する調査・提言

調査報告書について、アンケート調査票の発送から調査結果の公表までに約3か月を要している。個別の調査・提言は、その内容量、調査規模、協力の程度等において異なるため、単に定量的な観点のみから評価を行うことは適当でないが、3か月のうち、アンケートの回答期限が調査票の発送から約1か月後であり、その後、督促作業を行い、所要の集計作業を行っていることを踏まえれば、調査報告書の作成は概ね効率的に行われたものと思われる。

また、この調査報告書は、調査対象となった地方公共団体に送付したほか、地方公共団体の調達担当者への研修会等でも配布、周知しており、より多くの地方公共団体に内容を周知できたという効率的な手法であったと評価できる。

ウ ホームページからのテキストのダウンロード数

公正取引委員会ホームページに掲載されたテキスト「入札談合の防止に向けて」をダウンロードして活用することにより、調達担当者等の独占禁止法等に対する理解が深まることが期待される。テキストのダウンロード数はテキストのホームページへの掲載を開始した平成16年10月からの3か月間で約12,000件となっており、多くの調達担当者等がテキストを効率的に入手・活用していると言われている。

(4) 今後の課題(政策への反映)

公正取引委員会は、国等の発注者との間に「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官制度」を設け、また、都道府県の調達担当者を対象とした研修を実施するなど、入札談合の未然防止を図るために発注者との連携協力を努めているが、入札・契約制度改革や、いわゆる「官製談合」の防止についても地方公共団体との連携を強化し、実態調査等から導かれた課題の解決に向けて、入札・契約における競争性の向上と、効果的な入札談合の未然防止のための取組を進めていくことが必要である。

調達担当者を対象とした研修(3ページ、表1参照)については、地域により開催状況にばらつきがあることから、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法等の趣旨をより多くの発注官庁等に周知するために、今後、研修をより多く開催するとともに、より多くの担当者が出席するよう働き掛けていくことが必要である。

また、会議における公正取引委員会の説明等の情報内容が会議出席者にとどまり、各機関における調達に係る職員に知らされない場合には、会議開催の意義が減殺されることとなるため、会議出席者に対し、会議の資料、内容を各機関の関係職員に広く周知するよう求めることが適当と考えられる。

談合情報については、適正化法により、発注者において談合があると疑うに足る事実があれば公正取引委員会に対する通知義務がなされるなど、制度的に整備されているところであり、実際に発注者から公正取引委員会に寄せられる談合情報は、表2のとおり増加傾向にある。引き続き、公正取引委員会が地方公共団体等の発注者と一層の連携・協力を進めていくことが必要である。

9. 第三者の知見の活用状況

平成17年6月6日に政策評価委員会合を開催して、政策評価委員より意見を聴取した。(会合に欠席した委員からは、別途書面で意見を提出してもらった。)

評価委員の意見及び評価書への反映状況は下表のとおり。

田辺委員	<p>「6 評価を行う過程において使用した資料等」で「内部資料等」との記載では、外部検証性に欠けるので、確認可能な資料は列記すべき。 (対応)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">使用した資料を具体的に記述することとした。</p>
柿崎委員 小西委員	<p>公共調達競争環境の整備は政府全体で取り組むべき政策である。今回の政策評価はこのうち公取として講じた施策について評価したものであるという位置づけを明確にすべきである。 (対応)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">「4 評価の目的(ねらい)及び観点」について、政府全体で取り組むべき政策のうち公取として講じた施策について評価したものであることを明記した。</p>
柿崎委員	<p>8(2)アのアンケートの設問は、独占禁止法等の説明を行った後、こうした質問をすればこのような回答になるのは当然である。「説明会の内容が自己の組織で役立てることができるか」という観点からの質問としたほうがよい。</p>
小西委員	<p>表1が平成16年度だけでなく、これまでの累積の開催状況であることを注記すべき。 (対応)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">表1について、平成5年度から16年度までの累積の開催状況であることを明記した。</p>
白石委員	<p>入札談合については、言うまでもないが、改正独占禁止法が施行される平成17年度終盤以降は調査協力者に対する減免制度の効果を</p>

的確に評価する体制が整えられることが期待される。

また、入札談合の問題が重要であることは言うまでもないが、公共調達との関連では安値入札による競争者排除・困り込みも重要な問題であり、それに関する施策(困り込まれた官庁等をどのようにすれば解放することができるかという点を含む)の検討・評価をさらに充実させることも必要ではないかと思われる。

実績評価書

担当課 景品表示監視室

1. 評価対象施策

景品表示法違反行為に対する措置（平成16年度）

【具体的内容】

景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反事実が認められた場合等には、その排除のために必要な措置（排除命令（景品表示法第6条に基づく法的措置をいう。以下同じ。）、警告又は注意をいう。）を講ずる。

2. 施策の目標（目標達成時期）

景品表示法に違反する不当景品、不当表示に対して厳正かつ迅速（半数以上の案件について、6か月を目途）に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する。（各年度）

3. 評価の実施時期

平成17年4～6月

4. 評価の観点

- (1) 事件処理は、国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか（必要性）。
- (2) 事件処理は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。
- (3) 事件処理は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 政策評価の把握の手法

排除命令等を行った違反事件の内容

違反事件の処理件数

違反事件の処理期間

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成16年度における景品表示法の運用状況及び消費者取引の適正化への取組」（平成17年5月13日公表）等

7. 施策の実施状況及びその効果

平成16年度の景品表示法の事件処理件数は、排除命令21件(前年度比22%減)、警告・公表21件(前年度比250%増)及び注意722件(前年度比17%増)の計764件(前年度比17%増)であった。なお、平成16年4月から警告事案は原則公表としているため、注意件数は、平成16年度の注意件数と平成15年度の警告・非公表件数及び注意件数の合計数を比較している(以下同じ)。

特に、不当表示事件は平成12年度327件から平成16年度692件(前年度比27%増)と大幅に増加した。一方、景品事件は減少傾向(前年度比33%減)にある。

表1 事件処理件数

(単位：件)

年度	新規発生件数			処理件数					
	うち 申告	うち 職権探知	うち その他	うち 排除命令	うち 警告	うち 注意	うち その他		
12	685	367	268	50	3	16	458	237	708
13	775	340	326	109	10	7	455	238	710
14	842	453	290	99	22	17	495	265	799
15	1280	876	257	147	27	6	618	587	1238
16	1466	1098	238	130	21	21	722	740	1504

- (注) 1 新規発生件数及び処理件数の「その他」は公正取引委員会・都道府県間の移送等を指す。
 2 注意には警告非公表を含む(以下同じ)。
 3 新規発生件数と処理件数に差が生じているのは、前年度からの繰越し及び次年度への繰越しがあるため。

また、平成16年度は、平成15年11月施行の改正景品表示法第4条第2項を適用した初めての事例が公表された(2件)。

さらに、平成16年度は申告件数が増加しているが、これは、年度当初に消費税総額表示に関する不当表示事件が多く発生したこと、また、最近の当委員会の違反事件処理に対する一般消費者の期待を反映し、寄せられる情報が急増したことによるものと考えられる。

表2 景品表示法違反行為類型別件数 (単位：件)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
事件処理件数	471	472 (0.2%)	534 (13.1%)	651 (21.9%)	764 (17.4%)
排除命令	3	10 (233.3%)	22 (120.0%)	27 (22.7%)	21 (▲22.2%)
警告	16	7 (▲56.3%)	17 (142.9%)	6 (▲64.7%)	21 (250.0%)
注意	458	455 (▲0.7%)	495 (8.8%)	618 (24.8%)	722 (16.8%)
うち表示	327	341 (4.3%)	425 (24.6%)	544 (28.0%)	692 (27.2%)
排除命令	3	10 (233.3%)	22 (120.0%)	27 (22.7%)	21 (▲22.2%)
警告	15	7 (▲53.3%)	17 (142.9%)	6 (▲64.7%)	21 (250.0%)
注意	309	324 (4.9%)	386 (19.1%)	405 (4.9%)	650 (60.5%)
うち景品	144	131 (▲9.0%)	109 (▲16.8%)	107 (▲1.8%)	72 (▲32.7%)
排除命令	0	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
警告	1	0 (▲100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
注意	143	131 (▲8.4%)	109 (▲16.8%)	107 (1.8%)	72 (▲32.7%)

(注) 1 ()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 「注意」は平成12年度からの措置区分である。

前記事件処理件数の行為類型別の内訳は下表のとおりである。

表3 不当表示事件の内訳 (単位：件)

関係法条	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
4条1号(優良誤認)	102 (30.8%)	154 (51.0%)	228 (48.1%)	271 (18.9%)	306 (12.9%)
4条2号(有利誤認)	194 (61.7%)	166 (▲14.4%)	142 (▲14.5%)	237 (66.9%)	322 (35.9%)
4条3号	48 (242.9%)	37 (▲22.9%)	72 (94.6%)	56 (▲22.2%)	49 (▲12.5%)
おとり広告	26 (136.4%)	26 (0.0%)	27 (3.8%)	24 (▲11.1%)	19 (▲20.8%)
原産国表示	21 (600.0%)	6 (▲71.4%)	45 (650.0%)	26 (▲42.2%)	27 (3.8%)
不動産おとり	1 (—)	5 (400.0%)	0 (—)	0 (—)	2 (100.0%)
消費者信用	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	0 (—)
無果汁表示	0 (—)	0 (—)	0 (—)	6 (—)	1 (▲83.3%)

(注) 1 ()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

表 4 景品事件の内訳

(単位：件)

関係告示	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
懸賞景品告示	93(32.9%)	93(0.0%)	68(▲26.9%)	60(▲11.8%)	44(▲26.7%)
総付景品告示	52(36.8%)	47(▲9.6%)	39(▲17.0%)	48(23.1%)	31(▲35.4%)
業種別告示	3(▲70.0%)	0(—)	2(—)	2(—)	2(0.0%)

(注) 1 ()内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

8. 評価

(1) 必要性

消費者が適正な選択を行える意思決定環境の創出・確保の観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。それだけではなく、商品選択における国民のニーズの動向を踏まえた法運用を行うことが重要である。

平成16年度においては、特に以下のような分野の事件に積極的に取り組んだ。

① 高齢化社会関連

- ・ 有料老人ホームによる介護サービスの内容等に係る不当表示(1件、排除命令)

② 環境関連

- ・ 油処理剤が環境に与える影響に係る不当表示(5件、警告)

③ 原産国関連

- ・ スポンの原産国に係る不当表示(5件、排除命令)

④ 資格試験予備校関連

- ・ 資格試験予備校の合格実績等に係る不当表示(4件、排除命令)

これらは、

- ① 高齢化社会の進展により需要が高まっていること
- ② 消費者が環境への配慮を商品選択において重要視するようになってきていること
- ③ 食品の不当表示をきっかけに商品の原産国に対する意識が高まっていること
- ④ 厳しい雇用環境の中、資格取得等、能力開発が重要な意味を持つようになってきていること

といった国民のニーズを踏まえたものである。

(2) 有効性

ア 違反事件処理数の増加

上記のとおり、違反事件処理件数の増加は顕著であり、厳正・迅速な事件処理が行われたものと評価できる。これは、不当表示自体が増加したというよりも、平成13年度後半以降、一連の食肉偽装表示に端を発した消費者の表示に対する不信感を払拭すべく、特に、平成14年度は食品の偽装表示について、また、平成15年度及び平成1

6年度にあつては、食品のみならず幅広い業界について監視を強化した結果であり、かつ、増加する申告に対して、当委員会が違反摘発能力を高め、厳正かつ積極的に対応してきた現れである。

平成16年度の排除命令件数は21件であり、また、不当表示事件の件数については、過去30年間で最高となっている。このことから、特に不当表示事件に積極的に法的措置である排除命令を行うなど厳正に対処したものと評価でき、景品表示法違反行為に対する厳正な対処という目標を達成している。

イ 社会的認知度

平成14年度、平成15年度及び平成16年度に行った排除命令は、それぞれ22件、27件、21件であるが、これらは例外なくすべて新聞報道されている。平成16年度に行った排除命令に係る日刊新聞報道量を計測したところ、排除命令についての報道量は計3,057行で、1件当たりの平均は、146行であった。

平成16年度においては、申告件数が増加しているが、申告内容は当委員会が措置を採った分野や措置に関連する情報も多い。したがって、法的措置である排除命令の措置を積極的に採り、これを公表していくことは、景品表示法違反事件に対する社会的な関心を高めるものであり、また、排除命令は、一つの業界に与える影響のみならず、他の業界にも影響し、その効果は積極的に評価できる。

(3) 効率性

平成16年度に排除命令を行った事件の処理に要した日数(事件処理開始日から排除命令までの期間で休日を含む。以下「事件処理日数」という。)の平均値は195日であり、前年度に比し12日増加している。

また、景品表示法第4条第2項適用案件(2件)の審査期間は平均185日であり、一般の景品表示法違反事件と比較して、若干少ない期間で処理している。過去の同種の事案では、事件処理に1年以上要した事案も少なくないため、第4条第2項の導入の効果は現れているが、迅速処理という同項の趣旨がより一層生かされるような運用に努めていく必要がある。

表5 排除命令事件調査に要した平均日数

年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
事件処理日数(日)	102	148(45.1%)	173(16.9%)	183(5.8%)	195(6.6%)
排除命令件数(件)	3	10	22	27	21

(注) ()内は対前年度増加率(%)である。

年度ごとに、上記事件処理日数の分布をみると、次のとおりである。およそ8割の事案を9か月以内に処理しているものの、半数以上の案件を半年以内に処理するという目標

は達成できておらず、また、前年度まではおおよそ半年以内での処理が多いものの平成16年度は半年から1年で処理する事例が増加し、全体的に事件処理が長期化する傾向が認められることから、今後は特に景品表示法違反事件調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善にも積極的に取り組む必要があると思われる。

表6 排除命令事件処理日数の分布

年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
3ヶ月以内(1～91日)	1	2	8	4	2
6ヶ月以内(92～182日)	2	6	6	16	7
9ヶ月以内(183～274日)	0	2	4	3	8
1年以内(275～365日)	0	0	2	2	3
1年3ヶ月以内(366～456日)	0	0	0	2	1
1年6ヶ月以内(457～547日)	0	0	0	0	0
1年9ヶ月以内(548～639日)	0	0	2	0	0

また、排除命令等と同時に、業界団体等に表示の適正化について要望を行うことがある。これは、違反に問われた事業者のみならず、業界全体における適正な表示に対する認識を高める効果が期待できるという点で、効率的な手法といえる。平成16年に行われた要望は以下のとおり。

表7 排除命令等と同時に要望が行われた例

排除命令・警告	要望の概要
シティバンク・エヌ・エイ及び株式会社新生銀行に対する警告 (平成16年5月28日)	銀行業における、表示に関する公正競争規約が設定されているところ、この規約を運用する全国銀行公正取引協議会に対して、警告の趣旨を会員事業者に対し周知徹底するほか、景品表示法違反行為の未然防止を図り、一般消費者の適正な商品選択に資するため、同規約の見直しの検討を要望した。
株式会社そごうほか2社に対する排除命令 (平成16年6月30日)	カニ類を販売する事業者等を構成員とする団体に対し、次の事項を要望した。 (1) 傘下の構成員に対し、本件排除命令の内容を周知すること (2) 今後、傘下の構成員が景品表示法に違反することがないように、カニ類の表示の適正化について指導すること

排 除 命 令 ・ 警 告	要 望 の 概 要
株式会社タカチホ及び株式会社札幌グルメフーズに対する排除命令 (平成16年10月4日)	観光土産品の表示について、消費者の適正な商品選択を確保するためのルールである公正競争規約を認定しているところ、この規約を運用する全国観光土産品公正取引協議会に対し、傘下の事業者に公正競争規約の遵守を徹底させること等を要望した。
輸入衣料品の販売業者ら6社に対する排除命令 (平成16年11月24日)	日本繊維輸入組合に対し、今後、傘下の組合員が景品表示法に違反することのないよう、次の事項を要望した。 (1) 傘下の組合員に対し、本件排除命令の内容を周知すること (2) 傘下の組合員に対し、外国で製造された衣料品の原産国の表示の適正化について指導すること
株式会社東京リーガルマインドに対する排除命令 (平成17年2月10日)	資格試験等受験のための講座の受講生募集を行う際の広告表示において、次のような例が多く認められ、このような表示は、一般消費者の認識に沿った適切なものとは認め難いため、資格試験等の受験指導を行う主要な事業者に対し、景品表示法違反行為の未然防止の観点から、表示基準を策定するなどの表示の適正化を図るよう要望した。 (1) 自らの合格実績として表示している合格者数、合格者数の比率等について、短期講座の受講生、公開模擬試験のみの利用者等、主要な講座を受講していない者を含めている。 (2) 合格者について、単に自らの会員や利用者である旨のみを示し、利用した講座等の範囲を示していない。
那覇市所在の公務員試験対策講座を開設する3事業者に対する排除命令 (平成17年2月25日)	社団法人沖縄県専修学校各種学校協会に対し、次の事項を要望した。 (1) 傘下の会員に対し、本件排除命令の趣旨を周知すること (2) 傘下の会員に対し、合格者数等の表示の適正化について指導すること

(4) 今後の課題(政策への反映)

我が国経済社会の構造改革が進展し、競争政策の重要性が高まっている中、国民の

適切な商品選択に資するため、積極的かつ迅速に景品表示法違反行為を排除していく必要があることから、公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門の定員数は、増員が図られているところである。また、景品表示法の改正により、都道府県の権限が強化されたことから、都道府県との連携を強化するようになるとともに、近年増加している効能・効果に関する不当表示に迅速に対応するため、公正取引委員会の求めに応じて一定期間内に根拠となる資料を提出しなければ、当該表示が不当表示とみなされるようになった。しかし、申告件数の増加などにより必要処理事件数が増加しており、また、違反事件も複雑かつ巧妙化していることなどから、違反事件の処理期間も長期化している。

このため、公正取引委員会が、引き続き、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、事件の処理を迅速かつ的確に行うためには、より多くの人員を投入して厳正な事件処理を行うことが不可欠であり、依然として当該調査部門の人員は十分といえないものと考えられ、公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門全体にわたる体制の整備を検討していくことが必要である。また、増加する情報提供に対し、類似事案を同時期に処理する等調査の効率化を図ることや、初任者に対する研修を充実させるとともに、中堅調査担当官に対する調査手法の向上を図るための実務的な研修等を充実させることも重要であると考えられる。

9. 第三者の知見の活用状況

平成17年6月6日に政策評価委員会合を開催して、政策評価委員より意見を聴取した。(会合に欠席した委員からは、別途書面で意見を提出してもらった。)

評価委員の意見及び評価書への反映状況は下表のとおり。

田辺委員	<p>「6 評価を行う過程において使用した資料等」で「内部資料等」との記載では、外部検証性に欠けるので、確認可能な資料は列記すべき。</p> <p>(対応)</p> <p>使用した資料を具体的に記述することとした。</p>
田辺委員	<p>表1の事件処理件数では、新規発生件数と処理件数が乖離している。この分の取扱はどうなっているか。</p> <p>(対応)</p> <p>この取り扱いについて明確になるよう、表1の処理件数に「その他」の欄を設けるとともに、注記することとした。</p>
田中委員	<p>景品表示法改正で盛り込まれた第4条2項の適用が2件とは少ないのではないか。</p>

柿崎委員	処理した件数だけでなく、市場規模やユーザー数などから影響度は見られないか。
白石委員	平成15年改正で導入された景表法4条2項は、特徴的な制度であって注目すべきものであり、今後もさらに充実した評価・情報提供が行われることが期待される。

実績評価書

担当課 下請取引調査室

1. 評価対象施策

下請法違反行為に対する措置(平成16年度)

【具体的内容】

下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入調査, 招致調査等)を行い, 違反行為が認められた場合には, その排除のために必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)及び警告)を講じる。

2. 施策目標(目標達成時期)

- (1) 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延, 減額等に対して厳正かつ迅速(処理期間6か月以内を目途)に対処し, これらを排除することにより, 下請事業者の利益を保護し, もって公正かつ自由な競争を維持・促進する。(各年度)
- (2) 新たに下請法の対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託の分野の下請取引においては, 従来から同法の対象となっている製造・修理委託の分野に比べて発注書面交付率が低いことから, この書面発注率を製造・修理委託分野の書面発注率まで引き上げる。(平成19年度中)

(注) 下請法第3条は, 親事業者が, 発注に当たって, 下請事業者が発注内容に関する所定の事項を記載した書面を交付する義務があることを定めている。

3. 評価の実施時期

平成17年4～6月

4. 評価の観点

- (1) 事件処理は, 国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか(必要性)。
- (2) 事件処理は, 下請事業者の利益を保護し, 公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか(有効性)。
- (3) 事件処理は, 効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策評価の把握の手法

勧告等を行った違反事件の内容
違反事件の処理件数
違反事件の処理期間

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成16年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」
(平成17年5月20日公表)等

7. 施策の実施状況及びその効果

(1) 公正取引委員会では、改正下請法の施行により、これまで定期的に書面調査を行ってきた製造・修理委託を行っている業種に加え、新たに規制対象となった情報成果物作成委託及び役務提供委託(以下「役務委託等」という。)を行っていると思込まれる業種についても、書面調査を実施することにより、違反被疑行為の発見等に努めてきている。

平成16年度における書面調査は、約31,000社の親事業者を対象に実施し、このうち役務委託等に係る親事業者は約13,000社となっている。また、下請事業者約171,000社を対象に下請事業者調査を実施し、このうち、役務委託等に係る下請事業者は約47,000社となっている。

(2) 平成16年度の下請法違反事件は、調査対象の拡大により、前年度に比し1.9倍となった。下請法違反事件については、厳正に対応するとともに、役務委託等の分野については普及・啓発の観点からも取り組んだ。

その結果として、勧告4件、警告2,584件の計2,588件(前年度比90.7%増)の事件処理を行った。勧告はすべて製造・修理委託の分野である。

表1 事件処理件数

(単位:件)

年度	新規発生件数			処理件数					
	うち 書面調査	うち 申告	うち 措置請求	勧告	警告	不問	計		
12	1,206	1,153	52	1	6	1,134	50	1,190	
13	1,367	1,308	59	0	3	1,311	44	1,358	
14	1,427	1,357	70	0	4	1,362	60	1,426	
15	1,409	1,341	67	1	8	1,357	71	1,436	
16	2,710	2,638	72	0	4	2,584	75	2,663	
内 訳	製造・修理 委託	1,610	1,561	49	0	4	1,520	56	1,580
	役務委託等	1,100	1,077	23	0	0	1,064	19	1,083

(注)1 新規発生件数のうち措置請求は、中小企業庁長官からの措置請求案件である。

2 新規発生件数と処理件数の差は、翌年度への繰越件数となる。

(3)ア 違反事件の内容を違反行為類型別に見ると、発注書面の交付義務違反等の
手続規定違反は2,556件となっており、発注時に下請代金の額、支払方法

等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの(第3条違反)が2,235件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの321件となっている。

なお、平成16年度上期に実施した書面調査によると、製造・修理委託分野での発注書面の不交付率(下請事業者と取引があると回答した親事業者のうち、発注書面を交付していない疑いのある者の比率)は21.2%(すべての下請取引で発注書面を交付していない疑いのある者の比率6.7%)であるのに対し、役務委託等の分野での発注書面の不交付率は36.4%(同11.3%)であった。

イ 親事業者の実体規定違反(禁止行為違反)は1,313件であり、これを違反類型別件数で見ると、多い順に、下請代金の支払遅延、長期手形、減額、購入・利用強制、不当なやり直し等となっている。特に、支払遅延は、役務委託等の分野で多かったこともあり、751件(前年度比91.6%増)と大幅に増加している。

表2 下請法違反行為類型別件数 (単位:件)

項目 年度	手続規定違反			実体規定違反												合計	
	3条違反	5条違反	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入強制	早期決済	長期手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
12	843	121	964	27 (3.6)	230 (31.0)	135 (18.2)	11 (1.5)	43 (5.8)	49 (6.6)	45 (6.1)	203 (27.3)			0 (0)	743 (100)	1,707	
13	1,067	167	1,234	25 (2.6)	335 (35.1)	168 (17.6)	23 (2.4)	36 (3.8)	106 (11.1)	36 (3.8)	225 (23.6)			0 (0)	954 (100)	2,188	
14	1,127	135	1,262	29 (3.3)	307 (35.1)	137 (15.7)	23 (2.6)	38 (4.3)	79 (9.0)	51 (5.8)	210 (24.0)			0 (0)	874 (100)	2,136	
15	1,125	142	1,267	8 (0.9)	392 (44.7)	134 (15.3)	22 (2.5)	32 (3.7)	53 (6.1)	51 (5.8)	184 (21.0)			0 (0)	876 (100)	2,143	
16	2,235	321	2,556	28 (2.1)	751 (57.2)	142 (10.8)	23 (1.8)	36 (2.7)	95 (7.2)	37 (2.8)	144 (11.0)	10 (0.8)	47 (3.6)	0 (0)	1,313 (100)	3,869	
内訳	製造・修理委託	1,298	173	1,471	21 (3.0)	295 (42.6)	101 (14.6)	22 (3.2)	15 (2.2)	55 (7.9)	35 (5.1)	133 (19.2)	1 (0.1)	15 (2.2)	0 (0)	693 (100)	2,164
	役務委託等	937	148	1,085	7 (1.1)	456 (73.5)	41 (6.6)	1 (0.2)	21 (3.4)	40 (6.5)	2 (0.3)	11 (1.8)	9 (1.5)	32 (5.2)	0 (0)	620 (100)	1,705

(注) 事件について2以上の違反行為等が行われている場合があるので、違反行為等の類型別件数の合計と表1の「警告」及び「警告」の件数の合計とは必ずしも一致しない。

なお、()内は、実体規定違反等の件数全体に占める割合である。四捨五入しているため、合計100とはならない。

ウ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者に対し遅延利息を支払うよう指導しており、平成16年度には、親事業者42社が下請事業者499社に総額3622万8835円の遅延利息を支払った。

また、下請代金の減額事件においては、親事業者に対し減額分の返還による原状回復措置を講じさせており、平成16年度においては、親事業者35社が下請事業者697社に対して、総額2億2135万8225円を返還した。

8. 評価

(1) 必要性

ア 近年の経済のサービス化・ソフト化の進展にかんがみ、平成16年度からは、役務委託等における下請取引を規制対象に追加すること等を内容とする改正下請法が施行された

このため、従来の製造・修理委託分野に加え、役務委託等の分野においても親事業者による下請事業者に対する不当な不利益を与える優越的地位の濫用行為に厳正に対処(下請法違反行為の規制)することにより、下請事業者の利益を保護し、もって自由な競争を維持・促進する必要がある。

イ また、改正下請法により勧告が公表できるようになったことから、下請事業者に及ぼす影響が大きい事案等を積極的に勧告・公表することにより、当該業界全体に対する下請法違反行為の抑止力を強化する必要がある。

(2) 有効性

ア 違反行為に対する厳正な対処

勧告件数は4件と前年度に比べて減少しているものの、平成13年度及び平成14年度の水準は維持している。また、違反事件処理件数は、前年度に比し1.9倍(2,663件)になっており、製造・修理委託の分野では1,580件と前年度に比し約10%(144件)の増加を示しており(平成12年度から平成16年度は増加傾向)、役務委託等の分野では1,083件の違反事件の処理を行っている(表1)。

なお、役務委託等の分野においては、支払遅延の実体規定違反が目立っている(役務委託等に係る実体規定違反全体の73.5%、表2)が、これは、改正下請法の施行に合わせて、給付の受領後60日以内に下請代金を支払う制度に変更する必要があるが、受領後ではなく締切後60日以内に下請代金を支払えばよいと誤解していたケースが多かったのではないかと考えられる。

イ 勧告後の取引改善

昨年の政策評価では「親事業者が勧告・警告に従って下請事業者に代金減額分や遅延利息を支払う際に、これが公正取引委員会の勧告・警告に基づくも

のであることを下請事業者の説明していない場合は、取引状況が改善されていない場合もあるということがうかがえた。」(平成16年4月の下請事業者に対する調査の結果)との課題が示されたが、下請法の改正により勧告においては、原状回復措置のほかに「その他必要な措置を採るべきこと」を求めることができるようになったことから、指導においては、①違反行為を行わない旨の下請事業者に対する周知徹底②発注担当部署の業務処理過程での取引条件のチェックなど社内体制の整備のための必要な措置③当該措置の内容を自社の役員及び従業員への周知徹底等を求めるようにした。

平成16年度に勧告した富士製紙株式会社、曙ブレーキ工業株式会社、日本ハイパック株式会社及び橋本フォーミング株式会社は、こうした勧告の内容を踏まえて、減額した下請代金を下請事業者に支払うとともに、違反行為を行わない旨を下請事業者並びに自社の役員及び従業員への周知徹底、社内体制の整備等を行い再発防止の措置を講じており、従来以上のきめ細かい指導により抑止力の強化が図られたと評価できる。

このように、平成16年度においては、下請法違反事件に厳正に対処するとともに、違反事案における効果的な指導を行うことにより、下請事業者の利益を保護し、公正かつ自由な競争を維持・促進するという目標を達成している。

ウ 発注書面の交付状況

発注書面の交付率は、適正な下請取引が行われているかを評価する1つの指標(発注書面の不交付が実体規定違反の原因でもある。)であると考えられる。役務委託等の分野は、不交付率(下請事業者と取引があると回答した親事業者のうち、発注書面を交付していない疑いのある者の比率)は36.4%(すべての下請取引で発注書面を交付していない疑いのある者の比率11.3%)であり、発注書面の交付率を製造・修理委託分野並みにするという目標達成に向けて更なる取組が必要である。

(3) 効率性

ア 平成16年度の下請法違反事件の措置別の日数(事件端緒受理決裁日から事件処理決裁日までの期間で休日を含む。以下「処理日数」という。)をみると(表3, 4), 勧告の平均処理日数は、138日であり、前年度に比し9日減少している(勧告の中には、事件処理に181日以上要した事案が1件みられるが、これは内容が複雑な事案で勧告に耐える証拠収集及び供述を得るのに困難だったからである。)。警告については、(1日～30日)の期間で処理した下請法違反事件が増加し、6か月を超えて(181日以上)処理した下請法違反事件が半減している。

このように、下請法違反処理日数は、6か月以内に違反事件を処理するという目標は達成されてはいないものの、全体として短縮化の傾向にあり、下請法違

反事件処理の迅速・効率化の目標達成に向けて順調に進んでいると思われる（比較は、役務委託等の分野が、平成16年度から新たに加わった規制対象分野であったため、製造・修理委託の分野の数字で行った。）。

また、下請法専任者数の伸び(約30%増、表5)に比して事件の処理件数が1.9倍の伸びを示していることを考えると、全体として、違反事件の処理は効率的に行っていると評価できる。

表3 下請法違反事件処理に要した日数 (単位:件)

年度	措置 内容	下請法違反事件処理日数					
		1~30日	31~60日	61~90日	91~120日	121~180日	181日以上
14	勧告	0	0	0	0	1	3
	警告 (84.7)	1153 (84.7)	97 (7.1)	47 (3.4)	13 (1.0)	30 (2.2)	22 (1.6)
15	勧告	1	0	0	4	1	2
	警告 (83.4)	1132 (83.4)	104 (7.7)	45 (3.3)	28 (2.1)	17 (1.2)	31 (2.3)
16	勧告	0	0	1	1	1	1
	警告 (93.5)	2415 (93.5)	70 (2.7)	43 (1.7)	18 (0.7)	24 (0.9)	14 (0.5)
内 製 造	勧告	0	0	1	1	1	1
	警告 (89.8)	1365 (89.8)	64 (4.2)	39 (2.6)	14 (0.9)	24 (1.6)	14 (0.9)
内 修 理 委 託	勧告	0	0	0	0	0	0
	警告 (98.7)	1050 (98.7)	6 (0.6)	4 (0.4)	4 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
内 役 務 委 託 等	勧告	0	0	0	0	0	0
	警告 (98.7)	1050 (98.7)	6 (0.6)	4 (0.4)	4 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注)()内は100分比である。

表4 勧告事件調査に要した平均日数 (単位:件)

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
勧告事件平均処理日数	228	147	138
勧告件数	4	8	4

表5 下請法違反事件処理部門の定員

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
下請定員(人)	45(29)	49(29)	58(39)

(注)1 下請定員とは、公正取引委員会における下請法運用に従事する人員である。

2 ()内は下請法専任者数である。

3 平成16年度の()内の下請法専任者の数には、上席下請取引検査官1名を含む。

イ 親事業者、下請事業者の定期書面調査について、オンライン提出を受け付けているが、オンライン提出は、親事業者1,293件(回収数の5.7%)、下請事業者1,055件(回収数の2.3%)と依然として低率であるが、今後、オンライン提出の環境整備を通じ、提出率を高めていくことにより、違反事件の効率的な探知を進めていく必要がある。

(4) 今後の課題(政策への反映)

ア 親事業者による下請法違反行為を規制するには、下請代金の減額等下請事業者に及ぼす影響が大きい事案や違反行為を繰り返す親事業者に対して積極的に勧告を行い、公表していくことが抑止力の強化という観点から望ましいが、勧告を行うことを視野に入れて調査を行う場合、勧告に耐え得る証拠の収集や供述を得る必要があり、このためには、調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善が不可欠であり、このために担当職員の実務的な研修を充実させる必要がある。

また、その一方で、増加する下請法違反事件を迅速かつ効率的に処理し、6か月以内に違反事件を処理するという目標を達成するためには、勧告相当と考えられる重要案件に人的資源を集中投入する等、メリハリのあるリソースの配分が必要である。こうしたメリハリのあるリソース配分を実現するためには、①書面調査票の電子オンラインによる提出を促進するためのヘルプデスクの常設や電子提出実施の告知、親事業者調査票から自動的に要確認調査対象事業者を選び出す業務のシステム化等による業務の効率化、②調査票の発送、集計等の民間委託により、検査官を調査に重点的に取り組ませる環境の整備も必要である。

イ 加えて、役務委託等の分野については、下請法の対象となって2年目となることから、違反行為を行っている疑いのある親事業者に対して実地検査を行うなどして事実関係の把握に努め重大な違反行為が認められた場合には勧告を行うなど厳正に対処して行く必要があるとともに、特に役務委託等の分野では、①締切後60日以内に下請代金を支払うことと誤解している親事業者が多く見られたこと、②発注書面交付率が製造・修理委託の分野のレベルに達していないことから下請法の講習会を役務委託等の分野において重点的に開

催して、①②の点についてより一層の啓蒙に努める必要がある。こうした下請法改正に伴う一連の課題に対応するには、平成16年度に増員があったとはいえ、依然、調査部門の人員は十分とはいえないものがあり、調査部門の増員も不可欠である。

ウ なお、勧告・公表制度については、今後、当該親事業者に対する同制度の効果の検証及び関係親事業者が属する業界各社に対しアンケート調査を行う等して抑止効果が十分認められるか検証する必要がある。

9. 第三者の知見の活用状況

平成17年6月6日に政策評価委員会合を開催して、政策評価委員より意見を聴取した。(会合に欠席した委員からは、別途書面で意見を提出してもらった。)

評価委員の意見及び評価書への反映状況は下表のとおり。

田辺委員	<p>「6 評価を行う過程において使用した資料等」で「内部資料等」との記載では、外部検証性に欠けるので、確認可能な資料は列記すべき。</p> <p>(対応)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">使用した資料を具体的に記述することとした。</p>
小西委員	<p>企業がコンプライアンス体制の整備を重視する中で、「8(2)イ 勧告後の取引改善」に記述されているように、社内体制の整備を求めることは重要である。</p>
柿崎委員	<p>CSR(企業の社会的責任)として、企業の社会的説明が大切な中、勧告を公表されることは、企業にとって大きな痛手であり、抑止効果が大きいので、積極的に勧告を行うべきである。</p> <p>また、SRI(社会的責任投資)の観点から、違反企業の一覧のようなものが公取のホームページに掲載されると、SRIを判断基準に加えているファンドにとっては有用であり、それ自体が違反行為に対する抑止力を持つと考えられる。</p>
白石委員	<p>本年度の評価書においては、平成16年度から施行された改正に伴う変化のうち、勧告内容の拡充については一定の記述が見られるが、勧告があったことを公表することとした点がどのような効果をもたらしているかという点も注目される点であり、評価書の末尾でも指摘されているように、今後の評価の取組に期待したい。また、役務委託等については、取引実態の裾野がかなり広いのではないかとと思われるので、さらに継続して幅広く施策がなされて評価の対象とされることが期待される。</p>

総合評価書

担当課 国際課

1. 評価対象施策

国際協力の推進 ー独占禁止法と競争政策に関する途上国に対する技術研修ー

【具体的内容】

開発途上国等においては、競争法・競争政策の重要性が認識されるに従って、既存の競争法制を強化する動きや、新たに競争法制を導入する動きが活発になっており、これらの諸国、特に東アジアの競争当局等に対し、日本の独占禁止法に関する講義等の技術研修を中心とした様々な技術支援を行う。

2. 施策等の目的

途上国等の持続的な経済成長のためには、自由かつ公正な競争環境を整備することが重要であり、途上国等においては、競争法・競争政策の重要性が認識されるに従って、既存の競争法制を強化する動きや、新たに競争法制を導入する動きが活発になっている。特に、東アジアの途上国においては、1999年以降競争法・競争政策の整備・運用強化に向けた動きが活発になっている。これらの国に対し、競争法・政策に関する技術支援を行うことにより、競争法の整備、運用が円滑に進むようになる。

3. 評価の実施時期

平成17年4～6月

4. 評価の目的(ねらい)及び観点

次のような観点から本施策に対する評価を行うことにより、本施策の課題を抽出するとともに改善を図る。

- (1) 技術研修は被援助国のニーズに対応しているか(必要性)。
- (2) 技術研修は被援助国の能力向上に寄与したか(有効性)。
- (3) 技術研修は効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策効果の把握の手法

研修生からのアンケート等

6. 評価を行う過程において使用した資料等

- ・「海外競争当局等の職員に対する第11回独占禁止法と競争政策に関する技術研修の実施について」(平成16年8月18日公表)
- ・「中国に対する第7回独占禁止法と競争政策に関する技術研修の実施について」(平成16年10月4日公表)
- ・「インドネシアに対する第2回独占禁止法と競争政策に関する技術研修の実施について」(平成17年2月14日公表)
- ・「東アジアとの経済連携強化における競争政策の役割」について」(平成14年9月24日公表)
- ・研修終了後の研修生からのアンケート等

7. 施策の実施状況

競争法の整備状況や競争政策の取組状況は国によって様々であるが、公正取引委員会では、被援助国のニーズに対応できるよう、以下の3つ技術研修をいずれも政府の開発途上国に対する援助の一環として、JICA（独立行政法人国際協力機構）が実施している。これらの研修を実施するため当委員会は研修の企画・運営等を行っている。インドネシア研修は課題である競争法の執行力強化への対応、中国研修は包括的競争法起草を行う職員への技術供与を目指しており、集団研修は東アジア諸国が多いが途上国一般を対象として、競争法のレベルアップを目指しているものである。

(1) JICAインドネシア研修

- (ア) 実施期間 3週間
- (イ) 対象国 インドネシア
- (ウ) 対象者 事業競争監督委員会(インドネシアの競争法執行機関)
(平成16年度は10名が参加)

(エ) 研修内容

平成15(2003)年度から実施しており、平成16年度までに計2回実施している。これまでに計20名が参加した。

インドネシアは2000年に包括的競争法が施行されているところ、研修は審査手続の概要等の実務中心の内容となっており、事業競争監督委員会の職員にとって、我が国の独占禁止法とその運用等に関する知識を習得する機会となり、インドネシアにおける競争法制の効果的運用に資することを目的とした研修である。なお、インドネシアから我が国に対しては、本研修の他に、インドネシアの要請により、現地インドネシアにおいて競争法運用に係るアドバイスを行う長期滞在型(2年間)の専門家派遣、現地セミナーの開催等の技

術支援を行っている。

(2) J I C A 中国研修

(ア) 実施期間 1 か月間

(イ) 対象国 中国

(ウ) 対象者 商務部(国内・国外の貿易及び国際経済協力を管轄する官庁)及び国家工商行政管理総局(不当競争防止法等の執行機関)等の職員

(平成16年度は9名が参加)

(エ) 研修内容

平成10年度から実施しており、平成16年度までに計7回実施している。平成14年度までは、不当競争防止法の執行を行っている国家工商行政管理総局の職員のみを対象とした研修であったが、平成15年度から競争法の起草を行っている商務部の職員を中心とする研修となり、これまでに計69名が参加した。

現在、中国は包括的競争法を起草中のところ、研修は大学教授等を講師とする競争法・競争政策に係る理論的側面の講義を中心としており、将来の競争法施行を視野に入れ、公正取引委員会職員による実務研修も併せて実施した。

日本の独占禁止法に関する知識を身につけ、中国の包括的競争法の起草作業等を促進することを目的とした研修である。

(3) J I C A 集団研修

(ア) 実施期間 1 か月間

(イ) 対象国 東アジアを中心とする途上国

(ウ) 対象者 途上国の競争法・競争関連法担当職員及び起草担当職員

(平成16年度は15名が参加)

(エ) 研修内容

平成6年度から実施している海外の競争法・競争関連法担当職員及び起草担当職員を対象とした技術研修であり、平成16年度までに計11回実施している。これまでに40か国・地域から計116名の研修生が参加した。

本研修は大学教授等を講師とする競争法・競争政策に係る理論的側面の講義を中心に、公正取引委員会職員による実務研修も併せて実施しており、海外競争関連当局等の職員にとって、我が国の独占禁止法とその運用等に関する知識を習得する機会となり、各国における競争法制の効果的運用

や将来の競争法制の起草・改正作業に資することを目的とした研修である。

8. 評価

(1) 必要性

東アジアを中心とする途上国では、近年、競争法・競争政策に対する重要性が認識されつつあり、近年、その整備・運用強化に向けた動きが活発になっている。しかし、その歴史は浅く、これら途上国には競争法・競争政策の執行に係るノウハウが十分に蓄積されているとは言いがたい状況であり、我が国に対して競争法・競争政策に係る技術支援要請がなされている。

我が国は、経済のグローバル化、特に東アジア諸国・地域との経済関係が緊密化する中、タイ、フィリピン、マレーシア等の東アジア諸国との間で経済連携協定(EPA)交渉を行っており、競争政策もその1つの要素として議論されているところである。貿易・投資の自由化・円滑化から得られる効果が損なわれることのないように、反競争的行為に対して、途上国の競争当局が適切な対応をとるようになることは我が国にとっても重要であり、我が国としては、経済関係が緊密化している東アジア地域に重点を置き、競争法・競争政策に係る技術支援に積極的に取り組むことが重要であると考えられる。

かかる状況の下、我が国としては、経済関係が緊密化している東アジア地域に重点を置いた技術研修を通じて、この地域の競争環境の整備に貢献することが、我が国の国益からも有益であると考えており、途上国一般に対する研修の他に、国別研修として、インドネシア及び中国に研修を実施している。

ア インドネシア

インドネシアにおいては、通貨危機以降、世銀・IMF主導による経済構造改革が進められており、その重要な柱の一つとして、1999年に包括的競争法（独占的行為及び不公正な事業競争の禁止に関するインドネシア共和国法1999年第5号）が制定され、2000年から施行されている。また、インドネシア事業競争監督委員会が独立した行政機関として、その執行を担っており、包括的競争法の実際の運用に当たっての人材育成が喫緊の課題となっている。

イ 中国

中国においては、1992年10月の共産党大会において、「社会主義的市場経済」の実現を経済改革の目標として決定し、1996年に採択された第9次5か年計画においては、経済改革の深化を重点政策の一つに掲げ、現代企業法制の確立や商品市場の発展、経済立法の促進等に取り組んでいる。競争政策に関しても、上記経済改革の一環として競争法案の起草が進められてお

り、我が国の競争法及び競争政策に関する経験に強い関心を寄せている。

(2) 有効性

ア 満足度

インドネシアの研修生に対するアンケート結果および評価会での研修生からの評価によれば、ほとんどの研修生が研修ニーズの適合性、研修期間、講師のプレゼンテーション、テキスト内容、研修運営管理等について、高い評価を与えている。

イ 能力向上への寄与

同じアンケート調査によれば、研修の効果については、ほとんどの研修生が帰国後も、研修で得た知識を今後の日常業務で活用可能と答えており、たとえば、インドネシア研修では研修生10名のうち8名は研修前後で目標達成度が上昇したと感じていることから、本研修はインドネシア競争当局職員の能力向上に有効に寄与したと考えられる。

アンケート結果(各項目全て5段階評価)

(設定された評価目標とニーズの適合性)

←適切			不適切→	
5	4	3	2	1
3人	7人			

(研修期間について)

←適切			不適切→	
5	4	3	2	1
	5人	3人		

(1人未回答)

(講師の講義プレゼンテーションについて)

←良い			悪い→	
5	4	3	2	1
1人	9人			

(テキストについて)

←良い				悪い→
5	4	3	2	1
3人	7人			

(研修運営管理について)

←良い				悪い→
5	4	3	2	1
4人	6人			

(期待充足度)

←満足				不満足→
5	4	3	2	1
	9人	1人		

(到達目標達成度)

	←達成				未達成→
	5	4	3	2	1
研修実施前		2人	6人	2人	
研修実施後		10人			

(今後の知識活用可能性)

←十分活用できる				活用できない→
5	4	3	2	1
1人	9人			

ウ カリキュラム

インドネシアと中国では競争法・競争政策の発展度合いが異なるため、カリキュラムもその発展段階に応じた内容としている。例えば、中国では包括的競争法を起草中のため、大学の教授等を講師とする理論面の講義を中心とする一方で、インドネシアにおいては、競争法施行後4年が経過し、執行面に関心が移っているため、公正取引委員会職員を講師とする実務面中心の講義としている。

また、これらの研修は、受入れ型の本邦研修方式を採用しており、多くの講師の活用が可能なことから多様なニーズに対応できるという点だが、限られた数の講師しか派遣できない現地研修方式と比較した場合の長所となっている。

エ 被援助国における競争政策の発展

現在までに東アジアからは、国別研修を実施しているインドネシア、中国の他に、JICA 集団研修にタイ、ベトナム、マレーシア、フィリピン等の国が参加しており、各国の競争法・競争政策の発展に寄与している。各国の競争法制の状況は以下のとおりである。

国・地域名	競争関連法	担当機関
タイ	競争法(1999)	競争委員会 (事務局:商務省国内取引局)
インドネシア	独占禁止及び公正競争法(2000)	事業競争監督委員会
ベトナム	競争法(2005年施行予定)	競争管理部・競争評議会 (平成2005年7月設置予定)
中国	【包括的競争法案起草中】 ・ 価格法(1997), 価格独占行為防止暫定規則(2003) ・ 不当競争禁止法(1993)	商務部 国家発展・改革委員会 国家工商行政管理総局
マレーシア	【包括的競争法案検討中】 ・ 消費者保護法(1999) ・ 電力供給法(2001) ・ 通信マルチメディア法(1998)	国内取引消費者問題省 " エネルギー委員会 通信マルチメディア委員会
フィリピン	【包括的競争法案検討中】 ・ 価格法(1992) ・ 消費者保護法(1993)	(議員立法) 貿易産業省 "

(3) 効率性

インドネシア研修実施前に、その事前研修として、JICAネットと呼ばれるテレビ会議システムを用いて日本とジャカルタを結び、基礎的な講義を2日間にわたって実施した。これにより、日本での研修開始時には、日本の独占禁止法に関する基礎的な知識があることを前提とした講義が可能となり、その後の研修の効果的な実施に寄与した。また、これにより日本における研修期間を増加させることなく、研修内容を充実させることができたことから、研修の効率化にも寄与した。本事前研修は研修生からも高い評価を得ている。

(4) 今後の課題(政策への反映)

これまで実施してきている技術研修は研修生へ実施したアンケート等から判断すれば、所要の成果をあげている。一方で、技術研修実施後にそれを評価し、いかに効果的に実施するかは引き続き重要な課題である。現在においても、研修実施の際には、研修生からのアンケートや研修評価会での改善意見を参考に、次年度の

研修を企画し運営しているが、引き続き、研修ニーズに合致した内容の研修を提供できるよう常に研修の見直しを図っていく必要がある。例えば、研修生からは講師からの一方通行の講義よりも双方向の講義を望む声が高いところ、研修生を主体とした事例発表のような新たな方式をいかに活用していくか、また、一部の講義テキストについては、翻訳精度の問題も指摘されており、テキストの翻訳精度をいかに向上させるか等、研修実施機関である JICA と連携をとりつつ、さらなる研修の効果的・効率的運用に努めていく必要がある。

また、東アジアを中心とする途上国においては、競争法・競争政策への理解が徐々に進んでいるものの、まだ十分な段階に達しているとは言えず、競争当局の執行力も十分なものではない。かかる状況下においては、我が国に対して、引き続き、競争法・政策分野に係る技術支援要請がなされる可能性が高く、それに応じることは、我が国の国益の観点からも重要なことである。このため、現在実施している研修に関しては、所期の目標が達成されたと評価できる場合等には、ニーズ調査を実施した上で、新たな研修先の選定を行っていくことを検討すべきである。また、ICN(International Competition Network)と呼ばれる競争法執行の手續面及び実体面での取れんを促進することを目的として発足した各国競争当局を中心としたネットワークの競争政策執行グループで、被支援国ニーズとの適合性や協力内容の重複を避ける等の観点から、どのような技術支援スキームが最も効果が高いか等の議論がされており、これら議論に参加し、効果的な技術支援のための施策を検討することも重要である。

9. 第三者の知見の活用状況

平成17年6月6日に政策評価委員会合を開催して、政策評価委員より意見を聴取した。(会合に欠席した委員からは別途書面で意見を提出してもらった。)

評価委員の意見及び評価書への反映状況は下表のとおり。

田辺委員	<p>「6 評価を行う過程において使用した資料等」で「内部資料等」との記載では、外部検証性に欠けるので、確認可能な資料は列記すべき。</p> <p>(対応)</p> <p>使用した資料を具体的に記述することとした。</p>
柿崎委員	<p>研修実施における JICA との公正取引委員会との関係が分かりにくいので、明確に記述すべき。</p> <p>(対応)</p> <p>「7 施策の実施状況」の第一パラグラフについて、原案では JICA の資金で実施したという記載のみであったが、本研修が</p>

	<p>政府の開発途上国に対する援助の一環としてJICAにより実施されたものであること、公正取引委員会の役割は、研修の企画、運営であることを明記した。</p>
田中委員	<p>アンケートについては、講師の質など、当該国に対して援助している他の国の技術支援と比較して、日本の研修はどうであるかということを知りたい。</p>
白石委員	<p>発展途上国に対する技術研修が重要であることは言うまでもないが、官房国際課の所掌事務のなかでは、評価書の一部で簡単に触れられている ICN に公取委が参加することによって何がどう変化しているのかという点が、極めて重要であるにもかかわらず必ずしも十分に公にされていないところであると感じられる。年に一度の全体会合への参加報告も有益であるが、むしろ官房国際課以外の各部署の日常業務にどのような影響が生じているのかあるいは生じていないのか、という点が具体的に示されることが重要である。この点に関する評価や情報提供を充実させることも、今後の課題としてよいのではないかとと思われる。</p>

実績評価書

担当課 官房総務課

1. 評価対象施策

電子政府の構築(平成16年度)

【具体的内容】

公正取引委員会電子政府構築計画に定めた施策の実施

2. 施策の目標(目標達成時期)

電子政府の構築により, 国民の利便性の向上と行政運営の簡素化, 効率化, 信頼性及び透明性の向上を図る。(各年度) 個別の施策の目標については後記7参照。

3. 評価の実施時期

平成17年4～6月

4. 評価の観点

- (1) 電子政府構築に係る各施策の目的が, 国民や社会のニーズに照らして妥当か(必要性)。
- (2) 各施策により, 国民の利便性の向上又は行政運営の簡素化, 効率化, 信頼性及び透明性の向上が図られているか(有効性)。
- (3) 各施策は効率的に行われたか(効率性)。

5. 政策評価の把握の手法

後記7.参照

6. 評価を行う過程において使用した資料等

給与の全額振込状況のフォローアップ調査回答(人事院)

オンライン化状況調査回答(総務省)

公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp>)等**7. 施策の実施状況及びその効果**

- I 国民の利便性・サービスの向上
 - 1 行政ポータルサイトの整備・充実

(1) インターネットによる情報提供の充実

a 達成目標(時期)

報道発表した案件については100%, 発表当日中にホームページに掲載する。報道発表資料以外のものについても, 国民にとって有益な情報(各種のパンフレット等)を積極的にホームページに掲載する。(各年度)

b 施策等の実施状況

平成16年度においては, 282件の報道発表を行い, これらについては, すべて報道発表当日中にホームページに掲載をした。その他, 利用者利便性の観点から, トップページを再構成するとともに, 下請法, 景品表示法のトップページ及びサイトマップを作成した。

(2) 府省共通情報の提供

a 達成目標(時期)

行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)(平成16年11月12日各府省情報化統括責任者連絡会議決定)を踏まえた府省共通情報の掲載情報の充実を図る。(各年度)

b 施策等の実施状況

府省共通情報については, 基本的に上記指針に沿ってホームページの右側に掲載。指針に掲載された府省共通情報16項目のうち16項目をホームページに掲載。右側の共通カテゴリーに掲載したものは5項目。

(3) 申請・手続き案内等の充実

a 達成目標(時期)

手続案内, 組織・制度概要, パブコメ情報についての迅速な更新・情報提供を行う。また, 提供する情報内容の充実を図る。(各年度)

b 施策等の実施状況

申請・届出等の手続案内をホームページ上に掲載(23手続について説明資料及び様式(電子ファイル)をホームページに掲載。)している。パブリックコメント情報について11件全件についてホームページ上で迅速な更新, 提供を行った。

(2) ワンストップサービスの拡大)

(e-Gov の整備(平成17年度以降)にあわせて講じた措置について評価することとし, 本年度については評価の対象としない。)

3 オンライン利用の促進のための環境整備

(1)ア 手続き処理期間の短縮

a) 達成目標(時期)

処理期間の短縮を図る。(各年度)

b) 施策等の実施状況

審査・審判手続きなど準司法関係手続きの書面について、オンライン申請に対応した。

既開設の電子申請等については、その利用時間帯を検証したところ、6%が公正取引委員会の勤務時間相当の時間帯(9時から17時)で、94%が早朝・夜間の利用となっており、閉庁時間帯での利用が多くなっている。

また、電子申告システムで受付けた案件で、法的措置を採るに至ったケースもある。なお、電子申告は、その性格から、一方的情報提供となるものであり、申告人が匿名性を維持したままでの情報提供を希望する場合には、その情報の正確性や信憑性についての確認作業が従来からの申告方法(電話等)に比べ時間を要するものとなっている。

(イ 手続きの簡素・合理化)

(所要の検討を踏まえ実施後(平成17年度末までに実施予定)に評価することとし、本年度については評価の対象としない。)

ウ 利用方法の周知

a) 達成目標(時期)

電子申請手続きの周知を行い、申請件数の増加を図る。(各年度)

b) 施策等の実施状況

申請・届出等の電子窓口については、電子窓口に関する案内文書を作成し、全国8都市で開催した地方有識者との懇談会及び講演会において配布し、周知を行った。特に、下請法に基づく定期調査票のオンライン提出に関しては、下請取引適正化推進講習会等の下請法に関する事業者向けの講習会において、定期書面調査のオンライン提出について説明を行うとともに、定期書面調査の調査票を事業者に発送した際に、オンライン提出に関する案内文書を同封し周知を図った。

その他の手続きについては、利用案内を見直し、これを改訂したり、利用者に広く周知されるようホームページ上の掲載場所を変更するとともに、申請書様式の取得が容易となるよう改築した。

平成16年度における電子申請等の件数は次表のとおりである。

表 公正取引委員会の電子申請等の一覧及び件数

手続名称	14年度		15年度		16年度	
	申請等 件数	オンライン 件数	申請等 件数	オンライン 件数	申請等 件数	オンライン 件数
一定の規模を超える会社の事業報告	—	—	77	1	79	1
一定の規模を超える会社の設立の届出	—	—	4	0	1	0
会社の株式保有の報告	—	—	961	0	778	0
銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請	—	—	0	0	4	0
銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請 (一年を超えて当該議決権を保有する場合)	—	—	13	0	10	0
合併に関する計画届出	—	—	103	0	70	0
共同新設分割に関する計画届出	—	—	4	0	6	0
吸収分割に関する計画届出	—	—	17	0	17	0
営業等の譲受けに関する計画届出	—	—	175	0	166	0
合併完了報告	—	—	113	0	56	0
共同新設分割完了報告	—	—	4	0	6	0
吸収分割完了報告	—	—	13	0	17	0
営業等の譲受け完了報告	—	—	178	0	129	0
事業者団体の成立届出	—	—	148	0	80	0
事業者団体の変更届出	—	—	1,305	0	1,233	0
事業者団体の解散届出	—	—	61	0	84	0
協同組合の届出	—	—	320	0	149	0
公正競争規約の締結の認定に係る申請	—	—	0	0	0	0
公正競争規約の設定の認定に係る申請	—	—	2	0	3	0
公正競争規約の変更の認定に係る申請	—	—	4	0	13	0
親事業者及び下請事業者に対する定期調査 (注)	—	—	6,655	287	68,029	2,348
独占禁止法違反等に係る申告	2,736	114	2,380	226	2,607	227
景品表示法違反等に係る申告	453	185	876	228	2,643	393

(注)平成15年度の数値は、第2次親事業者調査のみの回収件数である。

平成16年度の数値は、平成15年度の第2次下請調査並びに役務分野に範囲を拡大した平成16年度の2回分の親事業者調査及び1回分の下請事業者調査の回収件数である。

(2) JIS 対応

a) 達成目標(時期)

当委員会のホームページについて JIS 対応を図る。(各年度)

b) 施策等の実施状況

トップページについては、3件のJIS規格不適合性が発見された(平成17年4月 該当箇所対応済み)。

(b 通信手段の多様化に対応した情報提供・内容の見直し)

(通信手段の多様化の動向見直しを推進後に評価(平成18年度以降)することとし、本年度については評価の対象としない。)

II IT化に対応した業務改革

1 個別業務の最適化

a) 達成目標(時期)

個別業務の最適化の実施を図る。(各年度)

b) 施策等の実施状況

個別府省業務・システムについて現状分析等を進めるため、平成15年度末から新たにCIO補佐官を設置し、平成16年度も引続き当委員会業務・システムの現状分析対象等について検討を行った。

2 内部管理業務の最適化

(1)ア 人事給与業務の最適化

a 達成目標(時期)

政府の「人事・給与業務・システム最適化計画」に基づいた業務・システムの最適化を図る。(平成19年度)

b 施策等の実施状況

平成16年6月に「人事・給与関係業務情報システム導入計画」を策定した。

(イ 人事給与システムの更新

平成19年度予定の人事・給与等業務システムの導入を踏まえて評価することとし、本年度については評価の対象としない。)

ウ 給与の全額振込化

a 達成目標(時期)

職員給与の全額振込みを100%とする(平成17年度末)。

b 施策等の実施状況

平成15年3月の政府方針に従い、職員に対し振込促進文書の回覧を

行い、また、電子掲示板での周知を行った。その結果平成16年度末の全額振込率は95.6%となった(平成15年度末は、82.5%)。

(2) その他官房業務の最適化

a 達成目標(時期)

政府の「官房基幹業務・システム最適化計画」に基づいた業務・システムの最適化を図る。(平成16年度以降逐次)

b 施策等の実施状況

政府の「官房基幹業務・システム最適化計画」の策定(平成16年7月)を踏まえ、業務システムの最適化の取組について検討中。

(3 共通システムの最適化)

(システム最適化計画の策定(平成17年度以降)後に評価することとし、本年度については評価の対象としない。)

Ⅲ 共通的な環境整備

(1 推進体制の充実・強化)

(個別の最適化計画の策定(平成17年度以降)を踏まえた予算要求・執行等との連動状況等について評価することとし、本年度については評価の対象としない。)

2 情報システムの整備・運用管理の高度化

(1) 情報システムに係る政府調達改善

a 達成目標(時期)

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を踏まえた調達を実施する。(各年度)

b 施策等の実施状況

ライフサイクルベースの価格評価方式等の対象となる調達案件は無かった。

(2) 外部委託の推進

a 達成目標(時期)

「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」を踏まえて外部委託を推進する。(各年度)

b 施策等の実施状況

平成16年度においては、LAN システムの運用支援業務及び情報セキ

セキュリティ関係業務の外部委託を実施した。

3 情報セキュリティ対策等の充実・強化

(1) 情報システムの安全性・信頼性の確保

a 達成目標(時期)

情報セキュリティ事故を防止する。(各年度)

b 施策等の実施状況

①内閣官房情報セキュリティセンターによる情報セキュリティ監査実施、同監査を受けた対策の実施 ②セキュリティパッチ等のクライアントパソコン自動適用システム導入 ③情報セキュリティマニュアルの作成 ④情報セキュリティ研修の実施 ⑤情報セキュリティ等に対するアンケート調査を実施・対策の周知を行った。

平成16年度における、情報セキュリティ事故として内閣官房情報セキュリティセンターに報告を要する案件は2件あった。

情報システムの一部について、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品の利用方針」に沿った製品を導入しており、電子申請・届出システムにおいては、「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」に準ずるシステムを導入している。

((2) 個人情報保護法制の施行に向けた準備と運用)

(法施行(平成17年4月)後に評価することとし、本年度については評価の対象としない。)

8. 評価

I 国民の利便性・サービスの向上

(1) 必要性

平成15年度の本件政策評価書において、ホームページ上の情報の所在についての分かりやすさやホームページの使いやすさなどの面が課題として指摘されており、引き続き、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善に取り組んでいく必要がある。

(2) 有効性

インターネットによる情報提供の充実(I-1-(1))については、報道発表の当日中のホームページ掲載を100%実施している、申請・手続案内等の充実(I-1-(3))については、すべての手続きについて説明資料・様式をホームページに掲載しているなど、いずれも目標を達成しているが、平成15年度の本件政策評価書において、指摘されている国

民が情報に容易にたどり着けるかという点については、府省共通情報の提供（I-1-（2））が政府全体の方針と整合性が取れていないものもある、また、JIS 対応（I-3-（2）ア）が図られていない部分もあることから、これらについては、目標達成に向けて更なる取組が必要である（JIS 規格未対応部分については、平成17年4月 該当箇所対応済み）。

手続き処理期間の短縮（I-3-（1）ア）については、申請届出の利用が閉庁時間帯で多いことから、利用者側の利便性の向上が図られていると考えられる。一方、行政側での手続き処理期間の短縮はまだ効果が出ていない。これは、オンライン利用件数の多い違反行為等に係る申告が、非定型的なものであり、電算処理を行うものでないことなどによるものと考えられるが、目標達成に向けて更なる取組が必要である。

利用方法の周知（I-3-（1）ウ）については、件数自体は増加していることから目標を達成しているものの、全体の件数に占める割合は低下しており、これまでの利用方法の周知活動がどこまで有効であったかは不明である。

なお、電子申告からの法的措置に至った案件があること（情報源の機密保持の観点から、更なる分析は行わない。）は、申告方法の多様化が具体的な事件処理に結びついたものであり、一定の効果が認められる。

（3）効率性

公正取引委員会のホームページの訪問者数は、平成16年度において約235万件であり、インターネットによる情報提供の充実は国民の行政情報取得に要する費用の大きな軽減につながっており、従来からの紙等にくらべ、効率的な情報提供となっていると考えられる。

一方、電子申請全体の件数、処理期間の短縮状況からすれば、電子申請システム全体の維持費用に見合った効果が十分上がっているとはいえないと考えられるものの、電子申告等における閉庁時間帯での活発な利用を考えると、従来申請者側の負担となっていた持参や郵送料等の申請届出の電子化により負担を軽減する効果も効率性を評価する上で勘案する必要がある。

II IT化に対応した業務改革

（1）必要性

従来の行政事務のIT化は、既存の業務及び制度を前提としたものにとどまり、IT導入に当たって、業務の制度面・運用面からの見直し、さらに見直しに基づいた新たな業務の処理形態に対応したシステムの構築・運用に関する取組が不十分であり、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進する必要がある。

（2）有効性

個別業務の最適化(Ⅱ-1)及びその他官房基幹業務の最適化(Ⅱ-2(2))については、平成16年度は検討段階にあるため、目標達成に向けて更なる取組が必要である。

人事給与業務の最適化(Ⅱ-2(1)ア)についても、最適化計画の中で目標年次までのスケジュールを組むなど目標達成に向けて順調に進んでいる。

給与の全額振込化(Ⅱ-2-(1)ウ)についても、全額振込み率は上昇しており、平成17年度末の目標達成に向け順調に進んでいる。

(3) 効率性

給与の全額振込みの取組に要した費用はもっぱら人的費用であり正確な算出はできないが、給与の全額振込化による、給与支給作業に要する人的費用の軽減はそれを大幅に上回るものと推測できる。

また、最適化を進めるにあたっては、費用に見合った効果が得られるかを十分検証しつつ進めていく必要があると考えられる。

Ⅲ 共通的な環境整備

(1) 必要性

効率的で、安全で、連携のとれた電子政府を構築していくためには、①推進体制の充実・強化、②情報システムの整備・運用管理の高度化、③個人情報保護を含む情報セキュリティ対策の充実・強化を図っていく必要がある。

(2) 有効性

情報システムにかかる政府調達改善(Ⅲ-2-(1))については、本年度は「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」の対象となる調達案件はなかったため目標達成状況の評価はできないが、今後とも、調達案件が生じた場合には上記方針に基づき対応する必要がある。

外部委託の推進(Ⅲ-2-(2))については、所要の外部委託を行っており、目標を達成しているが、今後とも、適切に外部委託の推進に努めることが必要である。

情報セキュリティ対策等の充実・強化(Ⅲ-3(1))については、内閣官房情報セキュリティセンターに報告を要するは事故が2件あり、目標を達成していると評価できないものであるが、本件は、外部的要因によるものであり、避けることは困難であったと考えられるものであり、その影響により業務の停止等にはいたらなかったことから、これまでのセキュリティ対策の一定の効果を評価できるものであり、今後とも技術進歩等に対応したセキュリティ対策の必要性がある。

(3) 効率性

公正取引委員会が外部委託している業務は、いずれも情報システム整備・

運用についての専門知識を有するものであり、こうした専門知識の人材の育成に係る費用負担が外部委託によって軽減されているものと考えられる。

なお、情報セキュリティについては、保有システムの見直し等も含め、引き続き、より効率的な手法がないか検討していく必要がある(クリアリングシステム及び行政文書ファイル管理簿検索システムについては、自己開発・保有システムを停止し e-Gov のシステムに切替を行うことで管理対象システムの整理を実施 平成16年度末)。

IV 今後の課題(政策への反映)

今回の評価で目標達成に向けさらに取組が必要であるとされたものについて、その取組を強化していく必要があるが、特に、手続のオンライン化に関しては、利用者の利便性向上には効果が見られるものの、行政側の業務効率化については、まだ十分な効果が表れていないことから、引き続き、業務の効率化が図られるよう幅広い取組を検討していくことが重要である。

また、行政情報の電子的提供の充実に関しても、政府全体の方針に整合的となるよう改善し、ホームページなどをより利用しやすいものとすることも重要である。

9. 第三者の知見の活用状況

平成17年6月6日に政策評価委員会合を開催して、政策評価委員より意見を聴取した。(会合に欠席した委員からは、別途書面で意見を提出してもらった。)

評価委員の意見及び評価書への反映状況は下表のとおり。

田辺委員	「6 評価を行う過程において使用した資料等」で「内部資料等」との記載では、外部検証性に欠けるので、確認可能な資料は列記すべき。 (対応) 使用した資料を具体的に記述することとした。
小西委員	表のうち15年度と16年度の親事業者及び下請事業者に対する定期調査の申請件数等の数値が大きく違うことについて要因があるのであれば注記すべき。 (対応) 表に15年度と16年度の数値が大きく違うことについて注記した。

白石委員	<p>個人的には公取委のウェブサイトを見ることが日常化しており、かえってその特徴を感じることがないが、時に利用する他府省のウェブサイトの一部と比較すると、使い勝手や速報性などにおいて公取委のウェブサイトが優良なもののひとつに数えられることは間違いない。</p> <p>ただ、日常的に利用する実務家・研究者などの専門家は、トップページではなく報道発表資料ページに直にブックマークをしている例が少なくないのではないかと推測され、かえって、トップページの広告効果を失わせている場合があるのではないかと思われる。現状では、トップページ閲覧数のデータを集計しても、ほとんど意味がないのが実情であろう。トップページに、最新報道発表資料の日付だけでなく、最新資料のタイトルをも記入するようにするだけでも、大きな改善となるのではないかと思われる。</p>
------	---